

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会

平成 30 年度 事業計画

I. 法人の基本方針

社会福祉法人鈴鹿聖十字会は、キリストの愛に基づき、福祉や医療サービスを必要とする方々に心から寄り添い、その声に真摯に耳を傾け、人間性、尊厳、さらにはその方の生きる権利を最大限に尊重する医療・保健・福祉サービスを総合的に提供できる体制を構築する。

また、平成 30 年度介護報酬改定の方針に沿って、地域包括ケアシステムの推進、さらには自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現を目指し、さまざまな研究および実践を推進していく。さらに、障がい者と高齢者がともに安心して生活して地域で暮らしていくための共生型サービスや、子育て支援のさらなる充実等を含めた、地域での住みよい生活の実現に向けての新たなサービス実施の具体的検討を進めていく。

法人内のサービスマネジメント体制については、法人本部の組織を新たに整備し、人事・給与体制や各施設の経営マネジメント、教育訓練体制を集中して管理し、より効果的な法人運営体制を構築するとともに、さらなる利用者重視の姿勢を確立し、利用者の満足度を高めていくよう努力していく。また、現在事業を休止している、三重聖十字病院については、新たなスタッフ及び運営体制のもと、緩和ケア専門病院として、平成 30 年 5 月以降の再開を目指し、準備を進めていく。

II. 鈴鹿聖十字会 平成 30 年度の事業内容

1. 第一種社会福祉事業の実施

- (1) 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家の経営
- (2) 特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家の経営
- (3) 聖十字四日市老人福祉施設の経営
- (4) 障害者支援施設 菰野聖十字の家の経営
- (5) ケアハウス 白百合ハイツの経営

2. 第二種社会福祉事業の実施

- (1) 認定こども園 聖マリアこども園の経営
- (2) 介護老人保健施設 聖十字ハイツの経営
- (3) 鈴鹿聖十字の家 老人居宅介護等事業の実施
- (4) 鈴鹿聖十字の家・菰野聖十字の家 聖十字四日市老人福祉施設
老人短期入所事業の実施
- (5) 菰野聖十字の家障害福祉サービス短期入所事業の実施
- (6) 老人デイサービスセンター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (7) 老人介護支援センター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (8) 病後児保育事業の実施
- (9) 菰野聖十字の家 特定相談支援事業の実施

(10) 菰野聖十字の家 障害児相談支援事業の実施

3. 公益事業の実施

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 菰野聖十字の家診療所の経営
- (3) 三重聖十字病院運営事業の実施
- (4) 訪問看護事業の実施

III. 具体的計画

1. 菰野聖十字の家（特別養護老人ホーム・障害者支援施設）の個室ユニット化

菰野聖十字の家については、昭和 54 年の事業開始以来 38 年を経過し、居室部分の老朽化が進むとともに、施設利用者の個室希望ニーズの増大が顕著であるため、現在の施設敷地内に特養 60 床、障害者支援施設 60 床をあらたに個室ユニット型居室として建築し、施設利用者の生活環境改善を図るとともに、これまで居室として活用していた設備・空間を利用し、新たにショートステイ等の在宅サービスの充実、さらに医療ニーズへの対応拡大等を検討し、地域社会における福祉の発展・サービスの質の向上、社会生活の充実を実現していく。また、現在事業を休止している、三重聖十字病院については、新たなスタッフ及び運営体制のもと、緩和ケア専門病院として、平成 30 年 5 月以降の再開を目指し、準備を進めていく。

2. 地域包括ケア研究所準備室の設置

地域包括ケアのより具体的な展開をめざし、法人本部内に「地域包括ケア研究所」の設置を検討していく。今年度はその準備を進め、在宅要介護者や居住系サービス利用者等の医療ニーズへの対応、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進、さらには訪問医療、看護との連携等について様々な研究や情報収集、スタッフの拡充を進め、研究所設置に向けての準備を進めていく。

3. 専門職の安定的確保と専門的教育・交流による法人内組織の活性化

より効果的な広報活動等を導入し、医療・福祉分野の専門職確保を進めていくとともに、法人全体で実施する研修、またその具体的な展開のための各施設での教育訓練を計画的に実施し、社会福祉法人職員として利用者の人権を守り、より良い支援を実現できる知識・技術の習得を目指す。また内部監査を法人全体の施設や部署で実施し、各施設間・職員間において人事交流や技術の研鑽、相互牽制が可能となるシステムを構築し、利用者に対するサービスの向上と統一を図る。

4. 職員の意欲向上のための「処遇改善・キャリアパス制度」の充実

職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、さらなる介護職員の処遇改善を実施するとともに、人事・給与体系やキャリア形成のための明確な人事考課体制や教育研修体制を確立し、職員一人ひとりの明確な評価・目標管理を組織として継続的に実施し、能力、資格、経験等に応じた効果的なキャリアアップ体制を構築する。

5. 法人内マネジメントシステムを活用した客観的根拠に基づく事業経営の実施

- (1) 目標管理の徹底
- (2) 教育・研修の充実と職員のレベルアップ
- (3) 施設整備の充実
- (4) 財務・経理管理の改善
- (5) リスク管理の強化
- (6) 環境資源調達の実
- (7) 内部監査の充実
- (8) アンケートによる改善事項の分析と実行
- (9) 給食センター・洗濯センター運営体制の充実
- (10) 広報活動（ホームページなど）の充実

5. 経営基盤の強化

法人本部での適切な経営分析および効果的な業務・資源管理を行うとともに、各施設の稼働率の向上、法人施設業務の合理化、光熱費や消耗品費の徹底した無駄の排除、基準人員管理の徹底、能力評価を重視した給与・賞与制度の継続、勤労ニーズの多様化に対応するパートタイマーの登用、ボランティアの活用など経営基盤を一層強化していく。

鈴鹿聖十字会 施設・事業一覧

施設名	事業名	定員
特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	60
	居宅介護支援事業	---
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	---
	老人居宅介護等事業（訪問介護事業）	---
障害者支援施設 菰野聖十字の家	生活介護事業	75
	施設入所支援事業	60
	障害者短期入所事業	5
	日中一時支援事業	---
	特定相談支援事業	---
	障害児相談支援事業	---
特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	90
	居宅介護支援事業	---
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	7
ケアハウス 白百合ハイツ	ケアハウス事業	50
聖マリアこども園	幼児教育・保育一体事業	70
聖十字四日市老人福祉施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	29
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	10
	老人デイサービス事業	30
	老人介護支援センター（四日市市委託事業）	---
	居宅介護支援事業	---
介護老人保健施設 聖十字ハイツ	介護老人保健施設事業	100
	短期入所療養介護事業	---
	通所リハビリテーション事業	18
三重聖十字病院	緩和ケア医療事業	25
菰野聖十字の家診療所	診療所事業	---

特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家

平成 30 年度 事業計画

事業内容：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 60 名
短期入所生活介護（空床利用型）
居宅介護支援
老人居宅介護等事業

I. 施設運営の基本方針

「施設を利用される皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただくために、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

① 「安全」について

- ・感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。感染症予防委員会が策定した予防計画を全職員が再確認し、継続的に実行していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。

② 「安心」について

- ・入居者の皆様に「この施設にいと安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。このためには職員の資質向上が不可欠であり、施設内研修を実施するほか、法人内研修、外部研修にも例年以上に参加する。とりわけ、身体拘束の廃止や高齢者虐待の防止を含めた、利用者の人権尊重に関する内部研修を実施し、入居者の方一人ひとりが常に安心して生活していただけるために職員の人権意識を向上させる。
- ・「身体拘束の全廃」を目指し、身体拘束廃止委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

③ 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・ユニット間の交流行事として、喫茶行事を毎月実施する。

- ・ユニット内あるいは同一フロアにおいて誕生日のお祝いや季節を感じていただける「イベント」を開催する。
- ・今年度においては、4月～6月および9月～11月の期間、近隣への外出行事を前年度以上に頻繁に実施する。
- ・野菜作りや花の栽培、近隣の散策などを通し、入居者の方々が自然と触れ合える機会を多く持てるようにする。

II. 運営上の目標

1. 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設財政の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：98%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

2. 職員の資質向上のための取り組み

施設内研修：年3回実施

施設外研修：年間7名程度参加

3. 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、物品の購入価格比較を行うことにより、支出を徹底的に削減する。

4. 人材の育成・定着化

前年度に「アセッサー」資格を取得した職員を中心として、介護職員の「キャリア段位制度」の導入を図り、多くの職員が段位を取得できるように取り組んでいくとともに、そのノウハウを新入職員の教育訓練にも活用していく。

また、研修等を通じて既存職員の意欲向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを進め、退職者を前年度より減少させるように取り組む。

Ⅲ. 各ユニットの事業計画

1. 「海」ユニット 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの開催。	① 個別ケアカンファレンスの実施。 ② ユニット内の業務内容の見直し。 ③ リスクマネジメントの強化。	① 入居者様の各担当職員が1カ月間の様子をみて、現段階のケアの見直しを行う。24hシート見直し。 ② 24時間の業務内容をユニット職員で見直していく。 ③ 事故予防、防止策検討し、年間の事故0を目指す。	ユニットリーダー。	基本的に月1回行う。 (最低でも2カ月に1回行う。)
写真のアルバム作り。	ご家族様に写真を見て頂き、日ごろの入居者様のご様子を見て楽しんでいただく。	年間の写真担当者を決めて、3か月に1回アルバムを更新できるように努める。	ユニット職員	4月、7月、10月1月に写真を更新して少しずつ増やしていく。
感染症委員会開催	年間の感染症対策の見直し。	夏場の食中毒、冬場のインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染対応策を考える。	ユニットリーダー	3月、6月 9月、12月 (年間計4回)
外出行事の実施	入居者の皆様に散歩、ショッピング、ドライブ、外食などして頂き、気分転換していただく。		ユニット職員	5月～11月までの間を目途にユニットミーティング等で日程など考える。

2. 「大地」ユニット 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
リスクマネジメント。	事故予防、誤薬予防を徹底し入居者の安全、健康維持を図り、事故件数を前年度の 50% 以下とする。	介護事故防止委員会の統計等を鑑み、また前年度の事故内容をユニット内で分析し、予防、再発予防に努める。報告書は速やかに作成し、ユニット内の連絡帳にも同様の内容を記入、共有を徹底する。	ユニット職員	事故発生時。 ミーティング開催時。
催しの実施。	季節の移り変わりや習慣を肌で感じていただく。定例行事に加え、3 回/年の外出を行う。	各催事期、季節に合った企画を立て、屋外での催しも取り入れ、関係各所と連絡を取りながら安全に実施していく。隣接するユニットと連携して担当を決め、事前に打ち合わせを行い実施し、記録を残す。	ユニット職員	年間の予定表を作成して実施していく。
レクリエーションを取り入れた環境、空間作り。	過ごしやすい快適な環境を提供する。	居室、ユニット内の清掃や備品の整備を随時行う。また入居者と一緒に飾り付け等を作成して、レク等の一環とする。	ユニット職員	通年
ミーティングの実施。	職員間の意見交換を行い、業務やサービスの改善、周知徹底を行う。	日常のサービスやケアプランを見直し相談員と連携、最適なサービスを提供できるよう情報共有に留意する。	ユニット職員	1 回/3 ヶ月。

3. 「空」ユニット 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの実施	意見交換 意識の統一を図る	ユニット内での問題点、改善点等について話し合い支援方法の決定、見直しを実施する。また、支援の統一も図る。	ユニット職員	2ヶ月に1回
環境整備	感染症の蔓延予防 生活環境を整える	生活室・各居室の温度・湿度を管理し換気を日常的に行う。 生活室・各居室の清掃を行い快適に生活できるよう努める。	ユニット職員	毎日
水分強化	脱水症の予防	定時の水分補給以外にも無理のない範囲で水分を勧め 1500ml/日飲んでいただく。	ユニット職員	毎日
共同生活室の飾り付け	季節を感じていただく	季節にあった飾り付けを実施していく。	ユニット職員	2か月に1回程
行事の実施	季節感とともに楽しみを感じていただく	季節にあった行事を企画し、他部署と連携を取りながら実施していく。	ユニット職員	適宜、通年
介護事故・ヒヤリハットについて	事故の再発防止	事故等、発生時には原因究明・防止策を医務・相談員と連携をとり介護職員に口頭・連絡ノートで防止策を徹底していく。	ユニットリーダー	事故発生時

4. 「太陽」ユニット 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
レクリエーション	楽しみを持っていただく。	誕生日会 ・誕生日当日におやつを用意して誕生日のお祝いを行う。	ユニット職員	入居者誕生日
		外出行事 ・季節感を感じていただけるように春、秋（気候のよい時期）に外出を行う。車で等遠出に拘らず施設園庭や近隣の散歩でもかまわない。	ユニット職員	月 1 回程度
原因不明（主に打撲跡）の事故	事故予防	介助方法、本人の動き、周囲の環境等事故に繋がるかもしれない事項があれば連絡ノートにて情報を共有し、対策をたて、事故減少を図る。原因不明事故発見後はユニットリーダーが関わった職員に聞き取りを行い原因を探る。	ユニット職員 ユニットリーダー	通年
ユニットミーティング	情報共有 意見交換	意見交換により情報を共有し、意識の統一、サービスの見直しを行い、サービス向上を図る。	ユニット職員 相談員	2 か月に 1 回

5. 「星」ユニット 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
行事 (催し物)	<ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じて頂く。 ・楽しみをもって頂く 	<ul style="list-style-type: none"> ・他職種と連携をとり季節にあった催し物を実施する。場合によっては月ユニットと共に実施していく。 ・季節感のある食べ物の提供を計画する ・誕生会の実施 	ユニット 職員	月一回程度
外出行事	<ul style="list-style-type: none"> ・外出を通し季節を感じて頂く。 	4月 花見 6月 ショッピング 8月 喫茶店 また、気候の良い日は園庭散歩や園庭での催し物を企画	施設全職員	4月～10月 気候の良い時期
ユニットミーティングの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換を行いサービスの向上を目指す 	ユニット内での問題点、改善点等について話し合い支援方法の決定、見直しを実施する。また、支援の統一も図る。	ユニット 職員 相談員 主任	2ヶ月に1回
介護事故、ヒヤリハットについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止 ・再発防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・3F 全職員で意見交換を行い事故に関する意識を高めリスクの共有化を図る。 ・他職種と連携を図り原因究明、防止策を考えていく。 ・随時、注意喚起を連絡ノートにて行う。 	ユニット リーダー	随時または、 月1回程度
環境整備	ご本人の生活(ADL)にあった環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・生活スペースの整理又は清掃を実施し個々にあった快適な生活環境を目指す。 ・必要物品依頼 	ユニット 職員 介護助手	毎日

6. 「月」ユニット 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの開催	意見交換	ユニット内における問題点・改善点について検討 日課表・24Hワークシート更新	ユニット職員	随時
行事開催について	入居者様に楽しみを持って参加して頂く。	昨年度様々な行事を開催することができたため、今年度も企画していく。 (星ユニットとの連携・協力)	ユニット職員	必要時
環境整備	快適に過ごして頂くため	必要物品について検討、ご家族様に依頼する。	担当職員	必要時
ユニット間の連携	入居者同士の交流を深める	連携を図り、ユニット行事の充実と利用者様の交流を深める。また職員同士の協力・助け合いで介護の質の向上を目指し、個別ケアを行っていく。	3階職員	通年

Ⅲ. 各職種の事業計画

1. 栄養・調理 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
衛生	食中毒0件	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い励行 ・衛生点検実施 ・水質検査実施 ・食材、器具、設備を清潔に保つ。 ・調理後も温度管理を徹底、2時間以内に喫食いただく。 	調理員 管理栄養士	毎日
		<ul style="list-style-type: none"> ・検便の実施 		1回/月
安全	異物混入0件	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔な白衣、帽子マスクを着用する。 ・異物に注視する。 ・調理場内に不要物を置かない。 ・必要時以外、部外者を調理場内に立ち入らせない。 	調理員 管理栄養士	毎日
献立	栄養素量充実	<ul style="list-style-type: none"> ・食品構成表を基に献立作成を行う。 	管理栄養士	通年
行事食	サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材を使用したイベント実施 		1回/月
調査		<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好調査の実施 		1回/年
喫茶	サービス向上 交流の場作り	<ul style="list-style-type: none"> ・案内表の作成 ・手作りのお菓子、飲み物を提供 	施設長 相談員 事務員 管理栄養士	1回/月
ミーティング	サービスの改善 仕事効率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種で意見交換 ・問題点の改善 	施設長 介護職員 調理員 管理栄養士	
栄養ケア マネジメント	低栄養の予防 栄養改善	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアプランの作成 ・モニタリングの実施 	管理栄養士	4回/年
教育	知識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・研修に参加 	調理員 管理栄養士	4回/年程度
報告	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・給食運営状況を保健所へ報告 	管理栄養士	11月

2. 生活相談員 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居調整	年間稼働率 98%	施設見学・入居相談があるときは、優先的に対応する。	生活相談員	通年
		入居検討委員会を定期的に開催し、入居候補者の調整を行う。	生活相談員	月 1 回
		待機者の状況を定期的に確認する。	生活相談員	3 ヶ月に 1 回
		施設のパンフレットを居宅介護支援事業所、病院等に配布する。	生活相談員	必要時
入居者様、家族様との面談	満足度の向上	入居者様、家族様と面談し、施設生活に対する感想、要望を確認する。 ご質問、ご相談がある時は、迅速に対応する。	生活相談員	通年
職員教育	介護職員のスキルアップ	各職員の課題を把握し指導・助言する。	生活相談員	通年
		施設内研修を計画する。	生活相談員	年 3 回以上
		介護主任・介護副主任と協力し、職員の業務に対する意欲向上に取り組む。	生活相談員	通年

3. 介護支援専門員 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ケアプラン作成方法の見直し	ユニットケアに適したプランを作成する。	作成手順の見直しを行う。 ユニットリーダー、ユニット職員との連携方法を構築する。	介護支援専門員	4月～6月
ケース検討	課題解決に取り組む	サービス担当者会議を開催し、個別の課題の解決に取り組む。	介護支援専門員	月1回
サービス内容の充実	楽しく生活していただけるようなサービスを提供する。	入居者様、家族様とコミュニケーションを図り、要望を把握する。 ユニットリーダー、ユニット職員と連携し、余暇活動を充実させる。	介護支援専門員	通年
サービスの質の向上	施設全体のサービスの質を向上する。	より良いサービスの提供方法をユニットリーダー、ユニット職員と検討する。 成功事例を他のユニットにも情報提供し施設全体で共有する。	介護支援専門員	通年

4. 看護 平成 29 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
定期健診	健康管理	年/一回レントゲン健診。採血検査 要治療の方については医師の指示	看護職員	通年 入居者の状態を見ながら施行
衛生管理	感染予防委員会	感染対策策定	看護職員 介護職員	3 カ月/1 回
カンファレンス	看護、介護の問題点を探る。	ユニット別の ケースカンファレンス	看護職員 介護職員 栄養士 調理員	通年 3 カ月/1 回
研修会	入退院時の 嘱託医との連携	薬剤による効用、副作用の勉強会参加	嘱託医 施設看護職員	通年

5. 事務 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
安定した運営	稼働率の向上を図る。	年間稼働率を 98%以上とする。	相談員 事務員	通年
収支管理	適正な財務運営	物品在庫、使用状況を毎月事務Mにて確認し、管理を徹底する。 消耗品の節約、光熱費の削減を他部署に呼び掛ける。	事務員	毎月 1 回
	徴収不能金ゼロ	入金状況を確認、確実に徴収する。	事務員	毎月
利用者満足度アンケート	家族および利用者が安心・満足されるサービスを提供する。	利用者満足度アンケートの実施および分析。	事務員	年 1 回

預り金の管理	預り金の適切な処理と利用者および家族の苦情ゼロ。	利用者および家族への預り金の収支・残高の報告。	事務員	年4回
広報誌の発行	施設の様子を利用者、家族に知らせる。	広報誌「すばる」の発行。	事務員	年4回
喫茶の開催	入居者への楽しみ、交流の場を提供する。	喫茶の実施。	施設長 生活相談員 栄養士 事務員	毎月1回
職員研修会	知識・技術の習得のための研修計画と外部研修の情報提供をする。	内部研修会の計画、外部研修会の手続きと職員への報告書の周知。	事務員 全員	内部 年3回 外部 随時
職員の健康維持	長く元気に勤務できる職場作りを行う	健康診断・ストレスチェックを実施、結果を産業医・衛生委員会で確認、必要な対策を講じる。	施設長 産業医 事務員 生活相談員 看護職員	健康診断:年2回 ストレスチェック:年1回
災害への備え	災害時、適切に対応して被害を最小限にする。	緊急連絡網の整備、避難訓練、消火訓練、通報訓練の計画と実施。	事務員 全員	年3回
設備の適切な使用と維持管理	機械設備の無駄な使用をなくす。	空調、照明、給湯の無駄な使用がないよう常時監視する。	施設長 事務員 清掃員	通年
	機械設備を適切に維持管理する。	空調、電気製品、水道衛生設備の日常の点検や手入れを丁寧に行い、常によい状態で使用する。		

敷地内の環境維持	庭を継続して美しく保つ。	芝生エリアの除草作業を丁寧に行う。 菜園、駐車場、貯留池等の除草作業を行う。	施設長 他	4月～11月
----------	--------------	---	----------	--------

6. 居宅介護支援 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
利用者の確保	目標値：月30名	緊急ケース受け入れ等により地域の信頼を得る。	介護支援専門員 (居宅)	通年

Ⅲ. 各委員会の事業計画

1. 介護事故防止委員会 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	事故発生予防のため	委員会を年4回開催。	担当委員	6月・9月 12月・3月
事故事例の集計・分析の実施	事故防止対策の策定のため	前年度の事故事例を集計し、内容・時間・場所等分析して職員に公表。	担当委員	4月～5月
事故事例の検討	事故防止対策の策定と実施	上記実施後、ユニットごとの状況に応じた事故防止策を策定し、実施する。	担当委員	委員会実施後
施設内研修の実施	職員の意識向上	職員が事故を予防するための注意点等を具体的に学習できる研修を実施する。	担当委員	年1回 11月

2. 感染症予防委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定期開催する。	感染予防のため	3ヶ月に1回の頻度で委員会を開催する。 参加者(委員)は施設長・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より1名～2名。	担当委員	4月・9月・12月・3月
感染症・食中毒予防対策の策定	予防対策の標準化	現行の予防策を見直し、全職員が実施できる予防対策・マニュアルを策定する。	担当委員	10月末
予防対策の実施管理	予防対策が確実に実施されるため	各委員が、自分の業務範囲において予防対策が確実に実施できているかフォローする。	担当委員	11月～3月末

3. 身体拘束廃止委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	身体拘束廃止のため	年4回の委員会を開催する。	担当委員	6月・9月 12月・3月
身体拘束実施事例の廃止検討	身体拘束ゼロを目指す	実際に行われている場合について、廃止を前提に具体的方法を協議する。	担当委員	6月・9月 12月・3月
施設内研修の実施	身体拘束廃止方針の周知徹底	介護・看護職員を対象に、その弊害や法的位置付け、廃止のための方法等を学ぶ。	担当委員	7月
身体拘束に関する施設内監視	無断で安易な拘束をさせない	委員を中心に施設内監視を行い、無断での拘束行為があれば即刻停止させ、注意指導を行う。	担当委員	通年

4. 衛生委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	職場内の衛生・安全環境を確立する。	年 12 回の委員会を開催する。	担当委員	毎月
労働災害の未然防止やメンタルヘルス維持のための活動の計画・実施。		<ul style="list-style-type: none"> ・各部署の現状把握 ・対応・予防策の協議 ・活動内容の計画、実施 		

5. 入居検討委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	適正な入居受け入れを行う。	年 12 回の委員会を開催する。	担当委員	毎月
申込者の優先度の検討。		申し込み受付職員からの詳細な情報をもとに、入居基準に則って入居順位を決定する。		

IV. 居宅介護等事業（訪問介護・介護予防訪問介護）の事業計画

1. サービス方針

「利用される皆様が、可能な限りご自宅での生活を継続していただくことができるように、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

2. 事業計画

計画事項	実施内容
運営安定化のため、月間事業収入金額 120 万円を目標として取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者が地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と密接に連絡を取り合い、安定的な利用者確保を目指す。
利用者の満足度の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者によって利用者へのサービス内容が大きく変わることがないように、ミーティングにおいて利用者個別の状況、サービス内容、留意すべき点に関して担当者間で周知徹底を図る。 ・利用者満足度調査を年 1 回実施し、改善すべき点を明確にして取り組む。

<p>利用者・家族からの苦情に対して丁寧に対応し、苦情を通して施設サービスの改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該利用者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。
<p>職員の資質向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年に4回、職員研修（内部研修）を行う。 また、外部研修についても、参加する機会を設ける。

障害者支援施設 菰野聖十字の家 平成 30 年度 事業計画

I. 事業内容

障害者支援施設（生活介護事業 定員 75 名、施設入所支援事業 定員 60 名）
 障害者短期入所事業 : 5 床
 日中一時支援事業
 相談支援事業・障害児相談支援事業

II. 職員定数

看護職員、セラピストおよび生活支援員の配置数は、利用者に安心して、またその人らしい意欲的な生活の実現を目指すため人員配置体制加算（I）基準数の配置を維持する。

III. 運営の基本方針および事業目標

「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、施設を利用されている多様な障害をお持ちの方が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自律した生活を送ることができるように具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。

更に障害を理由とする差別的な取り扱いへの認識不足と不適切なケアの積み重ねから起きる障害者虐待に対して職員個々がより一層理解を深めること、様々な障害特性を具体的な事例に基づき学び対人援助技術の向上を図ること、施設内の美化と季節を感じられる環境の整備を目指すこと、職員間の連携・協力を密に取り各職種の専門性が活かされる支援・業務体制を構築すること、併せて職員が喜々として働く事の出来る環境作りに努めることで、利用者が人間としての尊厳を持ち、心から安らぎを感じる事の出来る環境を構築していく。また、利用者のプライバシー保護、さらには居室環境の改善を図るため、施設入所支援全定員 60 床分の個室ユニット化の改築計画を進めていく。

IV. 具体的な事業計画およびその内容

1. 施設入所支援・生活介護事業（入居部門）

計 画 事 項	実 施 内 容
利用者に喜んでいただけるケアを実施し、利用者満足度のアップに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・主任、副主任は定期的に職員個々から現行の業務体制や支援の課題に対する意見・要望等を聴取し、問題・課題点を整理して迅速かつ計画的に是正する。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、利用者からの意見・要望・不満を定期的に聴取し、問題や課題を整理し是正する。 ・利用者の生活において、ご家族様が安心して頂けるように生活支援員はご家族様との積極的な意見交換や

	<p>手紙などを用いて伝えるよう努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、個別支援計画に沿って適切に支援されているか3ヶ月ごとに評価する。
不適切ケアに対する理解を高め、利用者が人間としての尊厳を持って暮らせる体制を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・主任、副主任は毎月の支援振り返りチェックシートを確認し、必要に応じて個々への聞き取りや助言・指導を行う事で接遇マナーの向上につなげる。 ・2ヶ月に1度、他職種参加の虐待防止委員会を開催し、不適切と思われる具体的な事例を検討し、全職員に周知する事で、不適切ケアに対する意識を高めていく ・差別的な取り扱いの解消に向けて、利用者やそのご家族の声に耳を傾けながら、障壁を取り除く配慮に努めていく。
リスクマネジメントを適切に行い介護事故を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント委員会を中心に、事故報告書及びヒヤリハット報告書の原因を明確にし、改善策を徹底することで介護事故の発生率低下を目指す。 ・生活支援員を対象に理学療法士による介護技術研修を年3回実施する事で、個々の介護技術を向上し、介護時における骨折0件を目指す。 ・環境委員会を中心に生活上危険と思われる環境を確認・整備し事故を未然に防ぐ。
利用者の方々が施設で健康且つ安全に過ごしていただけるサービスを提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者は看護職員、セラピスト、栄養士、生活支援員とのカンファレンスを定期的に行い、意見を集約し支援の方向性を明確にする。 ・各職種が連携し居室の環境整備、栄養維持、日中活動を充実させ、褥瘡の発生を防止する。 ・管理栄養士中心に栄養モニタリングの充実を図り、利用者の栄養状態の維持を目指す。 ・報告、連絡、相談を密に行う事で早期発見と対応が行える体制を目指す。 ・セラピストを中心に利用者の主な疾患の知識、福祉用具の取り扱い方などを知りたい時に知れる環境づくりを行う。 ・感染症対策委員会を中心に、食中毒・感染症に対する知識を高める研修を実施し対応を徹底することで、感染症予防とその拡大防止に努める。
利用者の方々が施設で有意義に過ごしていただけるサービスを提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員は利用者の意見や要望を随時聴き取り、実現に向け他職種間で協議する。 ・障害特性の理解とコミュニケーション能力の向上を図り、利用者が安心して意思表出が出来る環境を目指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに沿った年間行事予定表を作成し、他職種間連携の元で提供する ・利用者の意向に沿った食事が提供できるよう、献立に関して食事満足度向上委員会にて協議し、食事満足度の向上を目指す。 ・年4回利用者からの希望に沿った昼食会を実施する。 ・レクリエーション委員会を中心に、利用者のニーズを把握しながら、継続的に参加できる日中活動を提供する。
利用者の療養および居室環境を整備し、安心且つ快適に生活していただく	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備委員会を中心に施設内の美化に努め且つ視覚的に季節を感じ喜んで頂ける環境を、その季節に応じて提供する。 ・セラピストを中心に利用者の支援において必要な福祉用具の調査・選定、利用者への適合確認、管理方法を検討する。
障害者スポーツ・創作活動・生産活動を実施し、楽しみや生きがいを感じられる時間を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション委員会を中心に既存の活動を定期的に評価しながら継続し、且つ「楽しみ」「生きがい」となる新たな活動を模索し提供する ・利用者の身体状況に応じた障害者スポーツを実施する。
利用者の直接の声を聞き、社会参加を進める事で、日常生活における満足度の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も多くの利用者からの声（要望）がある外出支援を可能な限り実施し、利用者に楽しみ、生きがいを感じていただく。また施設外に出る機会を多く持つことで社会交流機会や興味関心の持てる物・活動の幅を広げていただくよう努める。 ・サービス管理責任者は相談支援事業所と連携し、地域移行に向けた希望を利用者およびその家族に確認し、必要に応じて助言・相談を行っていく。
利用者の身体機能の維持・向上ができ活動的に過ごして頂けるよう努める	<ul style="list-style-type: none"> ・関節可動域訓練や歩行訓練等の理学療法、創作・生産活動等の作業療法、摂食・嚥下等の訓練、言葉によるコミュニケーションに問題のある方にも豊かな生活が送れるような訓練を、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を中心に生活支援員・看護職員との積極的な意見交換と情報の共有を持って実践する。 ・予後予測やリスク管理、社会的背景を考慮し、日常生活にそくした機能訓練、環境整備等を行っていく。
利用者の自律・権利擁護の視点に立ったリハビリテーションの実施に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の声を適切に反映したリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、多職種と共有、支援内容を検討、実施していく。 ・機能訓練や生活環境の整備、コミュニケーション機器の活用により、生活や交流の中で利用者の自己効力感

	<p>を高め、自己表現の場を増やし、社会参加への意欲向上を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> セラピストや管理栄養士を中心に、利用者が健康的な生活を維持していくために必要な事項についての啓発活動を行う。
職員のケアの質と専門性の向上、利用者・家族などとの良好な関係を築き上げるための教育訓練を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 内部研修として介護・看護職員に対し、参加形式の教育訓練を2ヵ月に1度は実施する。また、現場にとって必要と判断される外部研修においては積極的に参加する。
職員の意欲が維持向上される環境づくりに努める	<ul style="list-style-type: none"> 主任、副主任は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、年3回以上個別の聞き取り調査を実施し、助言を行う機会をもつことで意欲の向上に繋げられるよう努めていく。 管理監督職者は職員から意志の表出をしやすい環境を構築する為、積極的に声をかけていく。 新人職員に対しては意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を6ヶ月間継続的に行い評価していく。 ハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める。
適切な防災計画の策定と、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設に併設している特別養護老人ホーム、ケアハウス等とともに年3回以上の防災訓練を実施する。 あらゆる災害にも迅速かつ冷静な対応がとれるよう内部研修を実施する。 水防法に基づく避難確保計画の策定に向けて、水害・土砂災害を含む非常災害対策を再検討し、災害時に迅速かつ的確に避難できる体制を整える。 緊急時にも酸素吸入や吸引器が使用できるように発電機を整備しているが、緊急時にも迅速かつ的確に発電機等の使用ができるように介護・看護職員の研修・訓練を実施する。
施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための施設利用率の確保	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の活性化と健康管理の徹底、感染症対策の取り組み強化を図るとともに、行政、関係機関とも連携をとり、空きベッドが生じない管理を徹底し、ベッド稼働率98%を維持する。

2. 短期入所事業（入居部門）

計 画 事 項	実 施 内 容
利用者に安心・満足していただけるケアの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書に基づくケア内容を各チームが責任をもって実施するとともに、在宅事業の認識を十分に理解して、利用者に丁寧に寄り添うことで安心して利用していただけるように努める。
在宅での生活状況に合わせたサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・安心してご利用いただくためにご自宅での生活状況を定期的に確認させていただき、ご家庭に近い居住環境と生活状況・生活リズムに合わせた個別サービスを提供する。 ・相談支援事業所によるサービス等利用計画が作成されておられる利用者については、随時ショートステイ利用状況を報告するとともに、相談支援専門員によるモニタリング・サービス担当者会議を通じて個別支援計画書を更新する必要性を判断するとともに施設サービスにおける課題を把握・改善していく。
ご家族や他事業所との連携、連絡・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族様だけでなく、相談支援事業所、市町ケースワーカーからも、施設サービスに対するご意見・ご要望、施設サービス改善に向けた率直な意見を確認してサービス改善に努める。また他事業所をご利用されている方については、他事業所、行政、相談支援事業所等との連携や情報共有に努め、利用者が在宅でより良いご生活が営めるように必要な助言や支援を丁寧に実施する。
通所との情報共有と連携、サービス内容の統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者は通所と併用利用される利用者に対して、サービス内容の統一が図られるよう、随時意見交換を行い情報の共有を行う。
日中活動（文化・娯楽・創作・生産活動等）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々が在宅で取組まれている活動や興味関心を持たれている活動を短期入所利用中も支援できるようにする。
満足いただけるサービスの提供を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者により良いサービスを提供するため、より安定した経営・運営を図る必要があることから年間平均稼働率98%以上とする。
職員のケアの質と専門性の向上、利用者・家族などとの良好な関係を築き上げるための教育訓練を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・法人理念に基づいた「接遇」研修や内部コミュニケーションの必要性の理解を深めるための必要な措置を行う事で利用者や家族から信頼され、頼りとされる職員の育成を目指す。

3. 生活介護事業（通所部門）

I. 運営の基本方針および事業目標

鈴鹿聖十字会共通理念である「利用者に最も有利なサービスを提供する」のもと、利用者の日常生活および社会生活がより快適で安心できるものとなるように最大限の支援に努めることを基本方針とし、利用者一人ひとりの生活暦や価値観・個別性を尊重し、利用者の満足度の向上および自律促進を図ることを事業目標とする。

具体的には、アットホームで楽しい雰囲気の中での食事やリラックスできる入浴、同性介護を基本とした排泄、快適な送迎サービスの実施、障害の程度にかかわらず誰もが参加・活動できるレクリエーションの実施、創作活動・生産活動の機会の提供、理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションの実践、季節感を感じられる行事の開催、地域交流や社会参加を促進しご希望を反映させた外出計画の立案・実現等に努めることで、利用者の在宅生活がより充実し自律を目指したものとなるように支援にあたる。

人材育成では職員個々が持っている能力や特性を伸ばすことができるようにサポートするとともに、職員間の情報共有および共通認識を高めることで、より良い対応や施策につなげ、個々のスキルアップだけでなく、チームの支援力の向上を図る。

今年度も虐待防止や障害特性の理解等の必要な内部研修を実施するとともに、多くの外部研修に参加し、その伝達講習に努める。また、地域の相談機関や他事業所との連携・協力体制を強化し地域の福祉ニーズに応えていくことで、真に信頼される施設づくりを目指す。

II. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
個々のニーズに応じたサービス提供を実施し、利用者一人ひとりの満足度・自律促進を高める。	<ul style="list-style-type: none">・利用者一人ひとりが最も快適に過ごすことができるように、その方の声に耳を傾け、想いに共感し、一緒に課題等を乗り越え、利用者自ら意思決定できるように支援に努める。・利用者、ご家族との日常会話から得られる意見や職員の気づき等を書面に挙げ、職員全体で具体的改善策を検討・協議することで、個別のニーズに応じたサービス提供につなげる。・個別支援計画書は利用者のご意向を丁寧に確認・反映するだけでなく、その方の長所や強みに着目し、自律を高めていけるように作成する。またモニタリングの記入・評価を的確に実施することで、より良い支援につなげる。

<p>送迎サービスや介護全般に係るリスクマネジメント管理を適切に実施し、利用者の安全・安心を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険と予測された時点でのヒヤリハット報告書を多く作成することで、危機意識の低下および事故を未然に防ぐ。特に転倒予防を重点的に図るための施策に努める。 ・発生した事故や苦情等は、原因や対応改善策を多角的に検討・協議し、定期的な評価・注意喚起を行うことで、再発防止に努める。特に送迎中の事故予防を図るための施策に努める。 ・利用者にとって不利益となる対応やサービスが発生しないように「接遇マナー」「不適切ケア」についての研修を実施する。 ・職員全員が法人理念・倫理綱領および行動指針を十分に理解して支援・サービス提供が行えるように、適時職員への指導・教育の機会を持つ。
<p>職員個々のスキルアップを図り、チーム全体の支援力を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月に一度必要性に応じた内部研修を実施する。 ・外部研修に多数参加・伝達講習するとともに、様々な参考資料を活用して「障害者虐待防止」「権利擁護」「障害福祉の動向」「個別支援計画書の作成方法」等の理解を深める研修を実施する。 ・職員個々に日々の業務のなかで感じる疑問や改善点について、職員全体で深く掘り下げて検討・協議することで、より良いサービス提供方法を模索するとともに、職員の知識・技術・意欲の向上を図る。 ・半年に一度、通所部門長との個別面談の機会を設け、個人目標の達成度合いや業務上の課題等について確認する。
<p>介護・看護・リハビリ部門との連携・協力体制を高め、より良いサービス提供につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施のミーティングや2カ月に一度開催しているケアカンファレンスを通じて、利用者が抱えている課題や支援内容を多職種間で評価することで、より良いサービス提供につなげる。 ・介護・看護・リハビリといった多職種間の情報共有・共通認識を高めることで、利用者の多様な個別ニーズに適切に応えていけるように努める。 ・在宅生活の維持・向上を図っていけるように、必要な医療的ケアおよびリハビリテーションを提供する。

<p>より安全で快適な生活が送れるように、環境面の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとってより良い環境となるように、定期的に環境整備について検討する。 ・冬季はインフルエンザや感染性胃腸炎の集団感染に、夏季は食中毒に注意するとともに、日頃からの感染症対策に十分努め、利用者の安全を守る。 ・万一の災害の発生に備え、法人内他施設と共同で避難訓練等を行う。
<p>日中一時支援事業のサービスの質の向上および利用者確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を持つ児童への関わり方やご家族様の心情心理の理解を深める研修の実施およびサービス提供方法や支援内容等について、随時職員全体で検討・協議する機会を設ける。 ・特別支援学校教員や相談機関等との連携・協力・相談体制を強化することで、家庭での生活状況だけでなく、学校での様子や適切な支援方法の情報収集に努める。 ・利用者ニーズに応じていけるように、利用調整およびサービス体制の構築に努める。
<p>入居部門との協働・取り組みの機会を増やし、在宅利用者のサービスの質の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設の短期入所を併用利用されている方に対して、入居部門との意見交換および情報共有を図ることで連携・協力体制を強化し、サービスの質の向上を図るとともに、事故や苦情の発生を未然に防ぐ。 ・短期入所を併用利用されている方の楽しみや活動の幅を広げていけるように、可能な範囲にて通所部門での活動等に参加していただける機会を増やす。
<p>ご家族や相談機関、他事業所との報告・連絡・相談体制を強化し、地域の福祉ニーズの把握に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族様だけでなく、相談支援事業所や市町の福祉課担当者からも、施設サービスに対するご意見・ご要望等を確認し、施設サービスの向上・改善につなげる。また、他の障害福祉サービスを利用されている方については、事業所、行政、相談支援事業所等との連携や情報共有に努め、利用者が在宅でより良い生活が送れるように、必要な助言や支援を実施する。 ・相談支援事業所にはどのような相談内容が寄せられているのか、利用者・ご家族はどのような福祉サービスを必要とされているかの把握に努め、今後の施設施策に反映させる。
<p>地域ニーズに応じた新しいサービス体制の検討・構築に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族様の就労支援等につなげていけるように、ご希望に応じて延長利用できる体制を構築する。（現在はご家族送迎の方を対象に17時までの利用が可能） ・利用者、ご家族の様々なご希望に応じていけるように

	サービス・業務調整に努める。
障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域生活の支援を行うため、「共生型サービス」の準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険対象となる方が当施設の生活介護事業を継続利用していただけるように、共生型サービス事業所として必要な体制の準備を進める。 ・介護保険対象者の利用も見据えて、「認知症ケア」等高齢者の支援に必要とされる知識・技術の獲得に向けた研修を行う。

Ⅲ. 日中活動の具体的内容

計 画 事 項	実施内容
理学療法士、作業療法士等の専門職によるリハビリテーションの実施・強化を図る。また、ご希望や身体状態に応じて生活支援員による機能訓練補助を行う。	<p>利用者個々のニーズや身体状態に合ったリハビリメニューを作成し、理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションを実践する。生活支援員にて実施できる機能訓練等の支援にあたる。</p> <p><種 類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士によるリハビリ内容 平行棒・昇降台での立位・歩行訓練、歩行器を使用しての歩行訓練、関節可動域訓練、ストレッチ、マット運動など ・作業療法士によるリハビリ内容 作業療法、知的訓練、創作活動など
作業療法士、クラブ活動の先生、ボランティアの方と協力しながら、創作活動、生産活動の拡大・充実を図る。	<p>利用者の希望やニーズに合わせて、様々な創作活動や生産活動を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>くみひも</u> 細いひもを組み、ストラップや帯紐などをつくる。 ・<u>陶 芸</u> 先生の指導を受けながら作品づくりを行う。出来上がった作品は展示会で販売し、ものづくりの面白さや社会とのつながりを実感していただけるように取り組む。 ・<u>手 芸</u> 折紙を折ったり、ちぎり絵を組み合わせながら作品をつくる。 ビーズをつなぎ合わせて、のれんをつくる。 糸を編み込んで、クロスステッチをつくる。 ・<u>タイルモザイクアート</u> 小さなタイルを共同して貼り合わせて、大きな作品をつくる。 ・<u>アロマテラピー</u>

	<p>2ヶ月に一度、有料ボランティアの方をお招きし、リラックスできるアロマの香りのなかでハンドマッサージを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>車椅子ダンス</u> 2か月に一度、音楽に合わせて歌やダンスを皆で楽しむ。 ・<u>スタンプ創作</u> 筆や自助具、ペットボトルを持ち手に改良しながら、スタンプを押して様々な作品をつくる。
<p>レクリエーション、日中活動、余暇活動、グループ活動等の拡大・充実を図るとともに、季節に合わせた行事やご希望を反映させた外出支援、社会適応訓練等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望に沿いながら、日中（余暇）活動、レクリエーションの拡充を図る。好評なものは改良し、質をより高める。 ・楽しみながらできる運動や機能訓練等につながるレクリエーションを提供する。 ・明るく楽しい雰囲気の中で、利用者同士によるコミュニケーションや交流の場を提供・支援する。 ・季節感を感じられる行事の開催、年1回以上はご希望を反映させた外出支援等を実施する。 ・フロアのパソコンや施設のネット環境を活用し、インターネットや通信ゲーム等を楽しめる環境を提供する。

4. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

I. 事業内容

特定相談支援事業・障害児相談支援事業

II. 運営の基本方針および事業目標

地域で暮らす障害のある人が自律した日常生活又は社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援、また障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していく。

III. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実 施 内 容
<p>利用者に安心・満足していただける専門性の高い相談対応を行い、利用者個々のニーズにあったサービス等利用計画を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自律の促進に向けた適切なサービス等利用計画となるように、ご本人・ご家族の意向・ストレングス等の把握、生活状況やサービス事業所の利用状況等の確認に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の相談に丁寧に寄り添うことで安心して利用していただけるように努める。 ・モニタリング時以外にも障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、医療機関の医師やソーシャルワーカー、教育機関の教員等と密接な連携を図り、必要な情報を積極的に把握する。
<p>相談支援専門員としてのスキルアップを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知識や技量獲得に必要と判断される外部研修に積極的に参加する。 ・他の相談支援事業所や市町ケースワーカーと積極的に連携・協力を図りながら運営する。

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家

平成 30 年度 事業計画

I. 事業内容

介護老人福祉施設 90 床
 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 7 床
 居宅介護支援事業

II. 施設方針

入居基準の引き上げ以降、待機者が減少していることに加え、施設建物も老朽化してきている。そこで高齢者の尊厳を保持し居住環境を改善するため、一部をユニット型個室として改築を計画し、ご入居される方々に満足していただけるサービスを提供し高い稼働率を維持する礎とする。また従来型施設も 30 名分確保することで低所得の方々にも対応できる体制も併せて計画していく。ソフト面においてはご入居されている方々が満足されるような関わりをご家族様とも密にコミュニケーションをとりながら実現する。具体的には「最期はこの施設でよかった」と喜んでいただけるような終末期における密度の濃い調整や認知症に苦しむ方々に対する共感、寄り添いを実践する。

III. 事業計画

① 介護老人福祉施設

<p>【ユニットケアに向けての準備を行う】 職員個々の特性を見ながら、ユニットケアに向けての人員配置の検討やユニットリーダー研修を含む各種研修に注力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の主任・副主任と協議をしながら、平成 30 年度前期のユニットリーダー研修に 2 名参加する。また後期にも 1 名は参加することとする。 ・ユニットケアに関する研修を従来型に残す職員を含めて全員に実施する。(今後の職員の異動の可能性もあるため) ・法人内のユニット型施設に研修の協力依頼をし、開設後にスムーズな運営ができるようにする。(四日市・鈴鹿) ・施設長・相談員・介護・栄養調理・事務の各主任を中心に準備委員会を定期的開催し開設に向けた準備をする。 ・年度初めから入居者のご家族への丁寧な情報提供を行い、ユニット型希望と従来型希望をしっかりと分別し、スタート直後より高い稼働率が維持できるように準備を確実に行う。
--	--

<p>【質の高いケアの提供】 特養での生活において、より質の高いケアを提供し、心身ともに健康で穏やかな生活が送れるようサービスを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言語的・非言語的コミュニケーションを活用し、丁寧な声掛けを実施しながらケアを実施する。 ・入居者の体調管理について、ケアワーカー・看護師連携のもと日々の観察やコミュニケーションの中から入居者の方の小さな変化を見逃さず、迅速で適切な対応を行う。 ・生活動作訓練など生活リハビリとして可能な限り体を動かすことを支援することで、残存機能の活用や精神活動性を維持するため様々な活動への参加を促すなど生活機能が向上するよう援助する。 ・ADLが低下されている方については、心身の状態や身体的特徴、皮膚の状態、栄養状態などを把握し、適切な時間・方法で体位交換を実施することで安楽な体位を提供し褥瘡を未然に防ぐ。
<p>【食事満足】 他職種と連携し食に関する取り組みを充実させ、美味しく、安全に召し上がっていただける食事を提供し利用者満足につなげる。併せて給食センターに働きかけ、療養食の提供に取り組んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事満足度向上委員会やチームMで食事形態の見直しや改善、献立について話し合うことで、より美味しく安全な食事を提供する。 ・栄養モニタリングの充実を図り、他職種と連携しながら入居者の栄養状態の改善を目指す。また体重測定を毎月実施、その経過を把握し体調管理に反映する。健康管理において、できるだけ口から食べることが望ましいため、食の楽しみの支援を工夫し、経口摂取の維持を目指し、安全で美味しい食事の提供を目指す。
<p>【認知症ケア】 認知症ケアについて、認知症から来る混乱や不安、リスクが軽減できるよう専門性の高いケアを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な言葉がけを行い、認知症の方が安心して生活できるよう支援する。対話や傾聴の重要性をしっかりと認識し、その言動に共感し親身な対応を行う。 ・認知症の方への対応においては、感情のコントロールを確実にやり、専門職として冷静かつ温和に対応するよう心掛ける。 ・内部研修及び認知症委員会にて認知症及び認知症ケアに関する知識を深め専門性の向上を図る。 ・認知症ケアについては職種や部署を越えて情報を共有し、みんなで協力してケアできる体制をつくる。

<p>【看取りケア】 施設での看取りを望まれる入居者あるいは家族の方が安心して終末期を過ごしていただけるようケアの充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアを行う際は、入居者の家族に対して看護師・主任・生活相談員等の担当職員から丁寧に状態の説明を行い、ご家族の方の不安を軽減するとともに、コミュニケーションを密にする。 ・終末期は入浴ができないことが多い為、整容を基本とし清潔保持に努める。また口腔内の衛生にも配慮する ・お亡くなりになられた後はデスカンファレンスを通じて、看取りケアを振り返り、入居者の方を偲ぶと共に職員の気持ちを整理し、以降の看取りケアに活かしていく。
<p>【リスクマネジメント】 入居者が安全かつ安心して生活できるよう、事故防止、感染症の防止、食中毒の防止に取り組む。また精神的苦痛を伴う身体拘束や虐待の排除にも積極的に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故、ヒヤリハットが発生した際は迅速に報告書を提出し、情報を共有し再発予防に努めるとともにリスクマネジメント委員会にてヒヤリハットや事故の報告を行い、対応策等について他部署間で意見交換を行い、再発の防止やリスクの軽減につなげる。 ・入居者の食前の手指消毒、食後のテーブル消毒を実施し、特に感染症の流行する時期は、テーブルや手すり、ドアノブなど人がよく触る箇所の消毒や室内の換気、加湿を徹底的に行う。万一、発生した場合は、すばやい初動を心がけ、『院内感染・食中毒予防マニュアル』に沿って対処し拡大防止を徹底する。 ・職員自らが感染症に罹患しないように日頃から自己管理に努めるとともに、感染症の媒介者とならないよう確実な手指消毒やうがいを励行する。 ・身体拘束を排除する取り組みに努め、やむを得ず行わなければならない場合は、経過を確実に記録し、毎月リスク委員会及びチームMにて再検討を行う。 ・虐待や不適切ケアにつながる恐れのある言動等については、小さなことでも指導の対象とし、その都度上司により対応修正の声掛けや話し合いを行う。
<p>【環境整備】 環境整備について、安全の配慮はもちろん居心地の良い環境を整備することで利用者満足の向上に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が快適に生活できるような設えや清掃・整頓に注力し、清潔な環境になるよう留意し、においの軽減にも取り組む。 ・居室の温度や明るさなど適切に管理し、周り

	<p>の騒音にも配慮した環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故を未然に防ぐため、それぞれの入居者に合ったベッドサイドサークルや見守りベッドなど福祉機器を活用し、入居者が安全に生活できるよう整備する。
<p>【モチベーション向上】 職員の業務に対するモチベーションを上げるとともに、職員一人ひとりが意見の出しやすい職場(土壌)作りを継続していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員から毎月提出される施設に対する意見については、リーダーミーティングで協議し、実施可能な意見についてはすぐに実施し、実施できない場合も理由をはっきりとさせて提案者に説明し回答を先送りにしない。 ・主任・副主任・リーダーは職員個々との対話の時間を定期的に設け、困り事や悩み事を聴いたり汲み取ったりしながら一緒に解決していけるよう手助けを行う。 ・職員の自信や能力、モチベーションが向上するよう全職員に役割や担当を割り振り、責任ある役割を持たせ、上司は助言や労いの言葉を掛けながらフォローし、その役割を支えるよう注力する。
<p>【教育訓練】 職員のキャリアアップを念頭においた研修を計画的に実施する。また質の高い援助を実践するための教育訓練を実施し、ケアの質と専門性の向上を図る。 さらにユニット型特養への配置を念頭にユニットケア研修に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修については、法令や情報公開等で定められている内容や法人の理念の遵守、人権の尊重など内容を吟味したうえで、専門研修、教育訓練を主任・副主任・生活相談員・その他専門職員などが講師となり毎月実施する。 ・外部研修については、職員のキャリアアップのための計画的な生涯研修、またその他の研修についても現場の状況を見ながら可能な限り参加する。 ・リーダー以上の職員は OJT が有効に機能するように良い人間関係の構築に努め、職員の接遇やスキルの向上に努める。
<p>【余暇活動の充実】 文化・教養活動の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読クラブ、書道クラブ、映画放映等、それぞれの方の意向に合ったクラブ活動に参加していただき余暇活動の充実を図る。 ・ボランティアの活用も引き続き継続し、入居者の方が楽しんでいただける文化・教養面でのサービス提供を継続する。 ・こども園との交流を定期的に設け、笑顔が多

	<p>く見られる取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じていただける催し物を企画し楽しんでいただく。 ・入居者の方が、興味ややりがいを持ってできるものなど、新たな余暇活動の発見ができるよう対話を重視したケアを実施する。
<p>【家族との信頼関係の構築】 入居者家族とのコミュニケーションを密にとり良好な関係を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来園されたご家族に対して丁寧な言葉遣いで挨拶し、入居者の健康状態や近況などを随時報告させていただく。 ・コミュニケーションの中からご家族の思いを聞き出し、ご本人の思いとすり合わせながら援助に反映させる。 ・ご家族の様々な迷いや辛い思いを尊重しつつ、施設でできることとできないことを明確にし、ご家族に納得していただけた上で、ケアが提供できるよう、丁寧に説明を重ねていく。 ・職員の過失により入居者に不利益が出た際も正直に迅速且つ丁寧に状況をお伝えし対応するとともに、ご家族様から頂いた苦情や要望等は真摯に受け止め、迅速に対応・改善する。
<p>【利用率の確保】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための施設利用率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率を安定させるため、生活相談員業務のできる職員の養成に取り組む。 ・行政、関係機関とも連携を取り、空きベッドが生じない管理を徹底し、ショートステイと合わせた総合稼働率 99%を目指す。 ・入居者様の入院と退居を少なくするため、夏場の温度管理・冬場の乾燥を避けるための湿度管理の徹底を図る。

② 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

施設方針

地域包括ケアの一端として地域になくてはならない短期入所事業所として、行政や他の事業所と連携し緊急利用の依頼には可能な限り対応するため、特養の一部ユニット化に合わせて若干の定員増加も視野に入れての取り組みを行う。また在宅での看取りケアを実施されておられる方のレスパイトとしてのご利用もお受けできるようご家族・主治医とも連携を密にした運営を行う。

施設ご利用時にはその方の望む生活を維持するために、通常のサービスに加え、お話の傾聴、ご家族への連絡調整等を状況に合わせて実施するとともに利用者に寄り添い、より安心していただける関係を作り出す。

また医療、介護、リハビリテーションの提供など、短期入所に伴う施設の様々な機能を利用していただくことにより、心身機能の向上と在宅での安心できる生活を継続

できるよう支援する。その他のサービス提供の面では介護老人福祉施設の本事業に準じて、区別なく提供していく。

事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
<p>【個別サービスの提供】 在宅での生活状況に合わせた個別サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前訪問面接、居宅ケアプラン、薬事情報等による情報の収集を確実にを行い、利用者に不利益とならない個別サービスを提供できるように取り組む。 ・サービス担当者会議への参加。
<p>【地域との連携の強化】 地域との連携を強化し、利用者を支えるトータルな在宅ケアの提供を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの一端を担う事業所として確実に機能していくため、保険者が開催する事業者会議・地域ケア会議等に定期的に参加し、他事業所、医療機関、保険者等との連携を深める。
<p>【コミュニケーションの重視】 ご家族と密接にコミュニケーションを図り、ニーズの把握、効果的なサービス提供に努める。また、ショートステイ利用者の重度化に対応できる体制を整える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーやご家族より要望や注意事項などを伺い、個別のサービス提供の満足度向上につなげる。希望があれば理学療法士による専門的なりハビリも提供していく。 ・利用中の体調不良や死亡の恐れがある方についてもお断りすることなく、お受けできるようご家族とのコミュニケーションを密にする。具体的には利用者やご家族の意向を確実に把握し、主治医の往診、死亡診断が可能となるような調整に力を注ぐ。
<p>【柔軟な受け入れ態勢の強化】 従来型多床室のショートステイだけでなくユニット型特養の空床利用も含めた柔軟な受け入れ体制を作る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族に送迎いただければ、朝食時からの受け入れ又は夕食後までの受け入れに対応できるようにする。またご家族からの様々な送迎時間の要望に応えられる体制をつくる。 ・障害者支援施設と連携を図り、ご希望があれば障害者の方と保護者（ご高齢の要介護者等）が同時に安心して利用できるショートステイを調整できるように努める。 ・介護者の体調不良等で在宅介護が緊急に困難になった場合は空床利用も併せて柔軟にショートステイを受け入れていく。

<p>持ち物の紛失・忘れ物の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物の紛失・忘れ物に全職員が責任を持つようにする。具体的には紛失・忘れ物等の謝罪の電話は必ず担当職員が行い、忘れ物の場合は基本的に当日中に担当職員がご自宅に届ける体制とする。 ・忘れ物、紛失をした場合は「ショートステイ忘れ物報告書」に担当職員が忘れた理由及び再発防止策を記入し、朝礼で3日間申し送る。 ・忘れ物で特に多い口腔ケアセット（歯ブラシ、コップ、歯磨き粉等）、薬に関して「利用者所有物管理書」を改訂し送迎担当職員が最終チェックを行うようにすることで、退去チェックと最終チェックのダブルチェックが出来る体制を整える。
<p>最終排便日、体調等を確実に把握し、ショートステイ中適切な対応ができるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイお迎え時に職員は「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用い、ご家族様から「利用期間」「利用申込書の有無」「指示薬の有無」「最終排便日」「体調」「その他特記事項」をお聞きする。また、バイタル測定、入浴サービスの提供を忘れないよう、「ショートステイ利用者 入居時個別確認表」を用いチェックする。

③ 居宅介護支援事業

<p>【地域や他事業所との連携強化と共生型サービスへの対応】 居宅介護支援事業の充実を図り、他事業所との連携を強化することで利用者様・ご家族様の望まれる生活を支援する。また共生型サービスにも対応できるような体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや他事業所との連携を深めることで、給付管理数を対29年度で105%以上とする。 ・地域ケア会議をはじめとする研修会に積極的に参加する。 ・障害特性等を学べる研修に注目し、業務上可能であれば参加することで、共生型サービスにも対応できる体制を構築する。
--	---

介護老人保健施設 聖十字ハイツ 平成 30 年度 事業計画

事業内容

介護老人保健施設（短期入所療養介護含む） 100 床
通所リハビリテーション 18 名

1. 介護老人保健施設

I. 施設方針（介護老人保健施設）

地域の福祉拠点として「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、地域の福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活を実現していくために、その方の思いを共感し、職員がその気持ちに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援を実施していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が連携し、同じ目標のもと、継続的な支援、身体状況の維持向上のための効果的なサービスを提供する。

さらに、今年度の報酬改正にあわせて、地域での在宅療養支援機能のさらなる向上を目指し、将来的な在宅復帰支援施設として機能していくために、地域の医療・福祉機関とも積極的に連携を深め、具体的な地域包括ケアの実現に向けて、研究・実践を進めていく。

II. 事業計画（介護老人保健施設）

計 画 事 項	実 施 内 容
<p>【基本理念】 職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢やサービス提供体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きることに喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。 ・ 高齢者の方々を常に孤独にせず、利用者も、援助者も、ともに自然に笑顔になる暮らしの場を構築する。
<p>【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な視点で、多職種協働のもと、より深いニーズの把握および効果的なプランの策定に努める。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。 ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的で、今後の療養生活の支えとなるような各種プランをチーム全体で策定・実行する。

<p>【認知症ケアの充実・向上】 認知症ケア向上のための教育訓練を実施し、より安心していただける関係、専門的ケア内容を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の症状をお持ちの方についても、安心して生活していただくために、より深いコミュニケーション能力、専門的知識の習得を目指して、教育訓練を実施するとともに、日々のサービス提供の中で、常にチーム内で自らのケアを見直し、利用者にとって安心していただける関係を構築していく。
<p>【リハビリテーションの推進】 専門職による、より効果的なリハビリテーションの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のリハビリテーション計画のもと、利用者の身体状況、目標にあわせた個別リハビリテーションの実施をさらに進め、身体機能、社会生活の向上に努める。 ・ 理学療法士、作業療法士だけでなく、看護・介護職員協働のもと、より良い生活のためのリハビリを実施していく。
<p>【相談援助機能の向上】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高いケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、将来的な在宅復帰支援施設に向けて、職員の資質、技能の向上を図る。
<p>【多職種協働・連携】 医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
<p>【委員会活動の充実】 個々の職員が、積極的にサービスの向上に参画するために、各種委員会活動を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネジメント委員会、感染症対策委員会、高齢者ケア検討委員会等、各種委員会の活動をさらに充実させ、各職種それぞれの専門性を生かした、より効果的なサービスを、職員全員で構築していく。
<p>【研修・教育訓練】 専門的な教育訓練を実施し、職員の意欲や専門知識の向上を図り、利用者の満足度向上につなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の理念、施設の業務目標を明確に職員に伝え、常に「利用者様の喜び・満足の実現」という視点での教育訓練を計画に沿って実施する。 ・ 毎月、専門研修として、介護看護職員に対し、参加形式の教育訓練を実施する。また、現場での OJT として

	<p>職員個々が自分で考え、提案、そして行動し、チームとしてのケアに参画しながら、利用者が満足される結果を生み出す業務、教育体系を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部研修の機会を積極的に作り、施設内に具体的に取り入れていくための体制づくりを進めていく。
<p>【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じていただける食事の提供を目指していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しいソフト食を提供できるように、他の医療機関と連携・協力を図りながらソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。
<p>【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで、事故・ヒヤリハットの発生率低下を目指す。 感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。
<p>【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
<p>【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 併設施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、風水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように職員教育に努める。 緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。
<p>【広報活動・情報発信の充実】 広報活動の充実を図り、利用者、家族、地域の方々に積極的に有効な情報発信を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人ホームページ、施設広報誌「もみの木」により、利用者に役立つ広報活動を積極的に実施する。 利用者、職員確保のための効果的な情報を地域に継続して提供し、人材の確保に努める。

<p>【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための専門職種確保および経費節減、施設稼働率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ より効果的な広報活動を導入するとともに、各種学校との連携を図り、医療・福祉分野の専門職確保を進めていく。 ・ 経費節減のための具体策を策定し、個々の目標に向けて合理化、効率化を図る。 ・ 日頃より、適切な体調管理、水分、栄養補給に努め、利用者の健康を維持していくことで、入院に至るような疾病、事故を防止する。 ・ 適切なベッド稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、稼働率 98%を常に維持する。
---	--

2. 事業内容（通所リハビリテーション）

通所リハビリテーション 18名

I. 施設方針

今年度より、定員 18 名体制とし、地域や家族の中で可能な限り在宅生活を継続していただくための福祉拠点として、専門的リハビリテーションを実施するとともに、さらに楽しいレクリエーション、安心・満足のための介護、看護、さらには心温まる交流の場を提供する。さらに「利用者 と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なリハビリテーションが提供できる体制を整備していく。

II. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
<p>【基本理念】 職員全員が利用者 と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーション・各種サービス実施体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「元気になりたい」「楽しく生活したい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。 ・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きること喜びを感じていただけるような支援を提供する。 ・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションを通じて、高齢者の方々を常に孤独にせず、笑顔で過ごして家庭での生活を実現する。
<p>【多様なリハビリの展開】 身体的機能訓練に加え、認知症の方へのケア・リハビリ、さらには地域リハビリテーションの展開の体制を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、中心的に実施している身体的機能訓練に加え、在宅生活を維持していくための生活訓練、さらには脳の活性化のための楽しいリハビリテーション等も積極的に導入していく。 ・ 昨年に続き、「地域リハビリセミナー」を実施する。
<p>【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。 ・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的なリハビリテーションを行う。 ・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。 ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的で、今後の療養生活の支えとなるようなリハビリテーション計画を策定する。 ・ 各職種の専門的な知識等を他職種にも可能な範囲で指導・教育を行い、情報の共有や相互に活発な意見交換等が実施できる体制を構築する。
<p>【相談援助の充実】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高いケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し専門職として真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、資質の向上を図る。
<p>【多職種協働・連携の充実】 リハ・看護介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。

<p>【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じてもらえる食事の提供を目指していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の方々が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的かつ個別的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しい、また視覚・嗅覚でも楽しめる食を提供できるように、ソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。
<p>【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで事故・ヒヤリハットの発生率低下を強化する。 ・感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切なケアの見直しを行う。
<p>【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
<p>【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように平時より職員教育に努める。
<p>【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための事業稼働率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、平均利用人数17名を常に維持する。

ケアハウス 白百合ハイツ

平成 30 年度 事業計画

I. 施設方針

入居者の方々の意思及び人格を尊重すると共に、常にその方の立場に立ち、人間性に満たされた必要なサービスを提供すること。また高齢化に伴うケアハウスとしての介護、支援の在り方の変化に対応できるよう、各個人のニーズに沿う援助をどのように提供するかを職員全員が共有し、利用者が安心して生き生きと明るく生活できることを目指す。

II 事業計画

計 画 事 項	実施内容
1. 入居者の特性に配慮した生活空間を提供していく	入居者の高齢化に伴い今まで出来ていたことができなくなった場合でも施設環境を整備することで、利用者の方に満足していただける生活空間を提供していくことを目指す。 共有スペースを余暇活動に利用していただけるように、より一層の趣味活動の支援を行うことで心地よいコミュニティを築くことができるようにしていく。
2. 健康状態を把握する	心身状態の重度化により医療ニーズが高まっている。普段から利用者の健康状態を把握し、状態の変化があれば早期受診を勧め重症化することを防ぐ。また、生活を送る中で既往歴や疾患だけで判断できない症状が発症することが想定される。緊急時のためにも普段の健康状態の把握に重点を置き、本人、ご家族からの医療情報の共有を徹底していく。
3. 感染症・食中毒予防対策の強化	感染症対策は、感染予防することに重点を置き、予防する体制を整備していく。 複合施設であるため他施設への感染拡大防止を目的に利用者の方へ情報を迅速に提供する。初期対応を確実に実行されるよう指導を徹底していく。 食中毒対策として、施設が提供する調理した食事については品質管理を行い提供後 2 時間以内の消費を利用者の方に徹底していただく。 入居者の方が購入された食品について管理が行き届かないため、消費期限内に消費していただくよう促していく。 日常生活の中で必要な情報発信の場として、各階

<p>4. 入居者との意見交換会を実施し適切な情報提供を行う</p>	<p>ごとに意見交換会を年2回実施する。貴重なご意見を運営に反映することで、信頼関係の構築に活用していく。参加できなかった方へは個別に対応・説明を行い適切に情報提供していく。</p>
<p>5. 自立生活を継続していくためにできることを提案していく</p>	<p>「終のすみか」を実現化するためにご本人が抱えている病気や介護への不安を軽減できるよう支援していく。できる限り慣れ親しんだ場所で生活が継続できるよう介護保険等のサービスを利用しながら生活していただく。そのためにも介護支援専門員と連携し各サービス事業者との連絡・調整等の援助を行う。</p>
<p>6. 職員資質の向上を図る</p>	<p>日々変化していく入居者の多様な福祉ニーズに対応できる人材を育成していくことを目標とする。具体的な事例を元に施設内研修を行い、利用者の目線で物事を考え思いやりのある対応で接するとともに適切な助言ができるようにしていく。また、施設外で行われる研修へ積極的に参加し、専門的な知識習得に努めていく。</p>
<p>7. ボランティア活動を積極的に受け入れていく</p>	<p>利用者一人ひとりが参加しやすい活動を中心にボランティア活動を受け入れ、日中活動を活発にしていく。 また、入居者の方々がどのような活動であれば参加していただけるのか定期的な希望調査を実施し、希望に沿った活動を受け入れていくことで生きがいのある生活につなげていただく。 定期的な音楽活動のボランティアだけでなく利用者の方が参加できるボランティア活動の受け入れに努める。</p>
<p>8. 経営安定のため稼働率の向上を図る</p>	<p>申込者や関係機関へ定期的に連絡を行い入居者の確保につなげる。 年間を通して稼働率98%以上を目標に、入居者の確保を一層尽力していく。そのためにも地域住民の方から信頼され選ばれる住居となるような広報活動を行い、入居待機者の増加を目指していく。</p>

聖マリアこども園

平成30年度 事業計画

I. 事業内容

1. 保育園（保育標準・短時間認定…保育に欠ける子ども対象） 80名
2. 幼稚園（教育標準時間認定保育…保育に欠けない子ども対象） 15名
3. 子育て支援
4. 病後児保育

* 保育園と幼稚園を一体化させた幼児施設であり、子育て相談や親子の集いの場を提供する子育て支援を行うために、子育て支援室、病後児保育などの事業活動を含め、在園児及び未入園児も含め、地域の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに幼児の健全な育成（保育・教育）に努めます。

* 7：30～19：00まで利用可能とし、未入園児の一時預かりなど入園児並びに未入園児の子どもと保護者のニーズに幅広く対応していきます。

* 保護者の方の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような働きかけを行います。

* 発達支援の必要な子どもについては、個別の支援計画と職員配置をし、在園する全ての子どもたちの困り感を軽減するように努めます。

II. 運営の基本理念

* 神さまによって与えられた命、一人ひとりの思いを尊重しながら、豊かな人格の基礎を作るために恵まれた環境を整え、心身ともに健やかな成長を見守り、援助します。

III. 基本方針

* 家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、安心して過ごせる環境と質の高い保育・教育により子どもたちの育ちを保障します。

IV. 事業目標

* 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することによって、地域において子どもたちが健やかに育成される環境を整えるといった地域の幅広いニーズに応えます。

V. 年間目標・教育保育のねらい

- 「生きる喜びを感じ、分かち合い、心身ともに健やかにのびる子どもを見守る」
- めざすこどもの姿
- ・ 健康で安全な生活が出来なんでも食べる丈夫な子
 - ・ 優しい思いやりのある子
 - ・ いろいろな体験を通して何にでも挑戦する子
 - ・ 自分の考えが言え友だちの考えも聞ける子

- めざすこども園の姿
- ・子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる。
 - ・「生きる力」を育て、ともに育ち合えるように援助する。
 - ・一人ひとりの発達を大切にし、あそびを通して教育的機能を行き届かせ人間形成の基礎を培う。

行事計画

こども園

月	事業内容 (行事)	行事目標 (経験していくこと)	ねらい (子どもの育ち)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式 ・新しいお友だちとあそぼう会 ・内科検診 ・緊急連絡網(絆ネット) ・テスト配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・入園を喜び、明るく元気に登園し園生活が楽しいと感じることで集団生活の楽しさを感じる。 ・異年齢の子どもたちと関わり楽しくあそぶ。 ・日常生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 ・テスト配信を行い緊急時の緊急連絡が確実に保護者に配信されるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとの関わりの中で、相手の存在や立場を理解し思いやりある優しい心を育てる。 ・自分の体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 ・災害時に子どもたちの安全を確保し、安心・安全な引き渡しを受けられるようにする。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・元気っ子の集い ・野菜の植付け ・親子遠足 ・自然の中であそぶ ・個人懇談会 ・尿、蟻虫検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児や先生、保護者との触れ合い楽しむ。 ・身近な植物を知り、親しみ土に触れて野菜の苗付けを楽しむ。 ・身近な春の自然に触れて戸外であそぶことを楽しむ。 ・身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団としてのきまりが分かり、友だちとのつながりを広め一緒に活動することを楽しむ。 ・春の自然に気づき関心を持って見たり触れたり植物の不思議さに気づき豊かな心情を育てる。 ・親子、友だち、先生と一緒に遠足に出かけ親しみや絆を深め、情緒の安定を図る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・花の日(聖十字の家訪問) ・温泉水プールあそび ・保育参観 ・親子人形劇鑑賞会 ・歯科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで身近な人と関わり、信頼感や愛情感じる。 ・水あそびやプールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・保護者の人と一緒にこども園で楽しいひと時を過ごす。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ちうがいや歯みがきなど予防に必要な活動を進んで行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人や花に対する愛情を持ち、人権を大切にする心を育てる。 ・積極的にあそぶ中で、運動機能の発達を図る。 ・園での生活を保護者に見てもらいながら、楽しく過ごす中にもがんばる気持ちを持つ。 ・自分の体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。

7月	<ul style="list-style-type: none"> 七夕会 星たまごプラネタリウム観覧会(4, 5才児) どろんこあそび 温泉水プールあそび 盆踊り (聖十字の家交流会) 	<ul style="list-style-type: none"> 感じたことや思ったこと、想像したことなど色々な方法で自由に表現する。お話の世界を楽しむ。 水あそびやプールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 家族の人と一緒に行事に参加し、地域の方と触れ合い地域交流や施設交流を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 七夕伝説に関心をもち、様々な体験を通して豊かな感性を育てる。 周りの友だちに対する親しみを深め、集団の中で自己主張し、人の立場を考えながら行動する。 積極的にあそぶ中で、運動機能の発達を図る。 地域社会の中で安心できる居場所を感じる。
8月	<ul style="list-style-type: none"> 温泉水プールあそび どろんこまつり 年長組お泊り保育 	<ul style="list-style-type: none"> 水あそびやプールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 泥にまみれながらダイナミックにあそぶ。 自主自立に向けて保護者から離れて寝食を経験し、花火や夜のお散歩など夜のこども園を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 興味や関心、応力に応じて全身を使って活動することにより身体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付ける。 園に泊まった喜びや自信、やり遂げた達成感を味わう。
9月	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練 祖父母参観(3才児) 敬老の日 (聖十字の家訪問) 年長組社会見学 (町内5歳児とともに東山動物園) 奉仕作業(土曜日を利用して) 特別保育自由参観 	<ul style="list-style-type: none"> 火事や地震、不審者対策をなぜ繰り返し行っていかを聞き、その重要性を感じる。 自分たちとの生活との関係に気づき生活経験を広める。 集団行動の大切さを十分味わい、クラスや町内の5歳児とともに社会見学を楽しむ。 いろいろな動物に興味・関心を持つ動物を愛し優しさを養う。 保護者の方と一緒に園庭整備をし、運動会や日々の園庭でのあそびを充実させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に起こった時のことを考えて正しく行動しようとする。 高齢者との関わりの中で信頼感や愛情、優しさを持ち、人権を大切にする心を育てる。 集団行動の楽しさを十分に味わい、共通の行事に参加し、仲間と協調したりする態度を身に着ける。 健やかな育ちを促すため、安全なスペースである園庭で思いきり身体を動かしてあそぶ。
10月	<ul style="list-style-type: none"> 交流運動会 秋の遠足 ハロウィンパーティー (聖十字の家交流会) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の入居者をはじめ地域など自分の生活に深い色々な人と触れ合い自分の感情や意志を表現しながらともに楽しむ。 身近な社会や自然の環境と触れ合う中で発見を楽しみ、美しさや不思議さを感じる。 身近な人と関わり信頼感や愛情を持って生活する。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に運動する中で、運動機能の発達を図るとともに、親や祖父母、地域の方の愛情に気づきそれらの人々を大切にしようとする気持ちを育てる。 秋の自然に関心を持ち、豊かな心情を育てる。 人との関わりの中で信頼感や愛情を持ち、人権を大切

	<ul style="list-style-type: none"> ・内科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ち健康で安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> にする心を育てる。 ・施設の方との交流を通し、交流を喜んでくれる姿を見て愛されていることを実感しいたわりや優しさを育む。 ・自分の身体や、病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的な生活習慣を身につける。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋のこどもまつり(収穫感謝祭) ・さつまいもパーティー ・バルーン体験 ・自然の中であそぶ ・特別保育自由参観 ・ふれあいまつり(5才児舞台発表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の自然に触れ秋の実りに感謝し味わう。 ・幅広い経験することによって想像性と創造性を伸ばし色々な人の働きを受け止め生活経験を広める。 ・自然との触れ合いの中で発見や感動、驚きながら季節の移り変わりの様子や美しさに気づく。 ・地域の方と触れ合いながら、まつりを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験を通して、豊かな感性を育てる。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・体験を通して、大自然の中にいる自分に気付く。 ・地域の方との交流をし、温かさや地元愛を感じる。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会 ・クリスマスパーティー(聖十字の家訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスの意味を知る。 ・様々な表現活動を通して、想像性と創造性を伸ばす。 ・それぞれの場面を担当しこども園の伝統行事を引き継いでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さに対する感覚を豊かにする。 ・みんなでちからを合わせ1つのことを作り上げる喜びを培う。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年のご挨拶(聖十字の家訪問) ・世界のあそび(伝承あそび) ・もちつき大会 ・土曜日父祖父母自由参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の伝統的な行事に関心を持つ。 ・身近な言葉やあそびに親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。 ・世界の伝統的なあそびを親しむ中で文字や数字などに興味を持つ。 ・普段の給食風景を保護者の人に見てもらい楽しいひと時を過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で言葉への興味や関心を育てる。 ・人との関わりの中でいろいろな人たちにお世話になっていることを知る。 ・身の回りに様々な人がいることを知り関わりの大切さ、楽しさを味わう。 ・食べ物に興味や関心を持ち、進んで食べようとする気持ちを育てる食育に対する意識を深め、生きる力を養う。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分会 ・交通安全指導 ・冬の自然を見て歩く ・保育参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・節分や鬼に関する絵本や話を見たり聞いたりし、異年齢で楽しい豆まきに参加する。 ・日常生活に必要な交通安全など、基本的な習慣や態度を養 	<ul style="list-style-type: none"> ・話を聞いたり見たり、触れたりして興味・関心を広げる。 ・交通安全に必要な基本的な習慣、態度を身につけ、そ

	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育自由参観 	<ul style="list-style-type: none"> う。 ・早春に向かう自然の変化に気づく。 ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> のわけを知って行動する。 ・冬から春への季節の変化に気づき自然の恵みを感じる。 ・何事にも興味を持って取り組み、知識・意欲・態度を育てる。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育自由参観 ・ひなまつり会 ・年長組社会見学 (町内5歳児とともに 鳥羽水族館) ・お別れ遠足 ・お別れ会 ・春の自然を探して遊ぶ ・個人懇談会 ・終了式 ・卒園式 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。 ・一緒に過ごしてきた保育者や友だちとの愛情や信頼関係を分かち合う。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・進学、進級への期待を膨らませ、家庭や保育者間の丁寧な連携の中で安心して卒園・進級する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何事にも興味を持って取り組み知識・意欲・態度を育てる。 ・一人ひとりを活かした集団を形成しながら人と関わる力を育てる。 ・集団生活の楽しさを味わい、仲間と協力する態度を身につける。 ・自信を持って毎日の生活を過ごしながらい新しい生活に対する期待感を持つ。

- ★誕生会 … 毎月第3木曜日 ★礼拝 … 毎月第1、3月曜日
- ★避難訓練 … 毎月末月曜日(地震・火災・不審者・土砂災害など)また、消火訓練は毎月行います。
- ★身体測定 … 身長(4, 7, 10, 1月) 体重(毎月) 頭囲(7, 12月) 視力(2月3才児以上)
- ★交通安全日… 毎月10日前後
- ★その他・・・5才児 — 毎月調理実習及び、講師による特別保育として、英語・リトミック(40回程度) お茶会、陶芸などの体験があります。
- 4才児 — 年5回程度調理実習及び、講師による特別保育としてリトミック(10月中旬から20回程度)などの体験があります。

聖十字四日市老人福祉施設

平成 30 年度 事業計画

実施事業

地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	29 床
老人短期入所施設事業（短期入所生活介護）	10 床
老人デイサービス事業（通所介護）	定員 1 日 25 名
居宅介護支援事業	
在宅介護支援センター事業	

1. 地域密着型特別養護老人ホーム

I. 基本方針・実施策

施設運営の基本方針は、「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」とする。

これを実現するための実施策は、

- ① 定期的なアセスメントにより、24h シートの内容を見直し、丁寧な対応を行う。
- ② 「安全」について
 - ・高齢者の場合、感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。「聖十字四日市老人福祉施設 感染予防対策」を全職員が再確認し、継続的に実行していくとともに、感染症予防委員会において対策を見直し、その都度指示していく。
 - ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。
 - ・利用者の方の病変、状態の悪化を予防するため、変化を発見したらすぐに職員間・職種間で情報伝達を行い、対策を立て実行していく。
 - ・褥瘡予防委員会を中心に、全職員で予防に努めるとともに、万一褥瘡が発生した場合は、主治医および関係職種が連携しながら対応することで、早期の治癒を目指す。
 - ・身体拘束廃止委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように、監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。
- ③ 「安心」について

- ・利用者の皆様に「この施設にいと安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っ
ていただけるような施設となることを目指す。

このために職員の年間研修計画に基づく研修を実施し、運営方針や事業計画、業務上
の目標の共有、意欲の向上を図り、職員の資質向上を目指していく。

④ 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を
工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・ユニット間、あるいは併設の短期入所施設との交流行事として、喫茶「田園珈琲店」を
毎月実施する。
また上記以外に、誕生日のお祝いや季節を感じていただける「イベント」を開催する。
- ・介護職員だけでなく、全職種で協力しながら、ユニット内における行事、外出等を行い、
日々の楽しみを作っていく。

Ⅲ. 運営上の目標

① 運営安定化のための稼働率向上・維持

施設運営の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行し
ていく。また、加算を算定できる体制を丁寧に検討実施していく。

年間ベッド稼働率目標：98%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利
用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

- #### ② 「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の評価者（アセッサー）資格を昨年 年度取得した職員が中心となり、介護職員の「キャリア段位制度」の導入を図り、職 員が段位を取得できるよう取り組んでいくとともに、丁寧に進めていく。

③ 職員の資質向上のための取り組み

施設内研修：年6回実施

法人内研修：年2回参加

施設外研修：年間4名程度参加

④ 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、
購入価格比較を行うことにより、徹底的に支出を削減する。

IV. 各部署の事業計画

① くすのきユニット 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニット会議	意見交換 意識の統一を 図る	ユニット内での問題点、改善点等について話し合い支援方法の決定、見直しを実施する。また、支援の統一も図る。	ユニット職員	2ヶ月に1回
ユニット内部研修	サービスや接遇、意識の向上を図る	2ヶ月に1回のユニット会議にて、事前に準備した資料について話し合いを行い、内部研修を実施する。議題に関しては会議までにリーダーが考え、資料を準備する。	ユニット職員	2ヶ月に1回
ユニット内での催し(行事)	楽しみをもつていただく	季節に合った催し(行事)を、ユニット内で実施していく。	ユニット内での催し(行事)	楽しみをもつていただく

② ほこすぎユニット 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの開催	情報共有 サービスの向上	ユニットケア、支援方針の見直し・ユニット費の検討	ユニットリーダー ユニット職員	奇数月第4水曜日
レクリエーションの実施	利用者楽しんでいただく	カラオケ等	ユニット職員	3か月に1回程度
外出行事	利用者楽しんでいただく	花見、ショッピング等	ユニット職員	未定

③ さるびあユニット 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニット会議の開催	情報の共有	ユニットケア、支援方針の見直し・ユニット費の検討	ユニットリーダー・ユニット職員	偶数月第3水曜日
認知症ケアの充実を図った勉強会	専門知識の向上・サービスの向上	ユニット職員での参考資料を用いた勉強会	ユニット職員	6ヶ月に一回 ユニット会議開催時
感染症予防の徹底	健康管理	看護師との連携における迅速な医療面のケア 職員、来園者による菌の蔓延予防	ユニット職員 看護職員	随時
環境整備	生活の質の向上	ユニット・居室内を在宅に近づけ安らぎの時間を過ごしていただく。	ユニット職員	随時
季節に合わせた外出や、レクの開催	利用者様の満足度向上	利用者様のニーズに合わせた個別外出や、ユニットでの食事会を実施する。 4月⇒花見(お菓子持参) 8月⇒かき氷 12月⇒ホットケーキ その他	ユニット職員	随時

④ 生活相談員 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居案内	年間稼働率を98%にする。	入居パンフレットの配布 各事業所への営業活動	生活相談員	毎月1回以上
入居者やご家族との面談	施設への要望や希望を把握する。	入居者やご家族との直接面談を行い、施設への要望や不満に感じる点を把握する。		10月

各介護職員との面談	業務改善のため	各職員と個別に面談を行う。 業務への要望や各ユニット間の連絡調整		6月
施設内の環境整備	利用者がくつろげる環境作り	清潔な生活環境のための定期的な清掃 地域交流スペースおよび多目的スペースの環境整備立案		必要時

⑤ 介護支援専門員 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
生活支援	満足度の向上	ご希望や要望を、ケアプランに反映させていく	介護支援専門員	随時
		ケアプランに沿った形で支援を行い、記録を残す。		随時
		状態の変化に応じてケアプランを随時、更新していく。		随時

⑥ 看護 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
バイタル測定	各利用者の普段の平均値を把握し早期異常発見に繋げる	毎日測定を実施。また、体調変化のあった方、医師より指示があった方については、特に注意して見守りを行う。	看護職員	毎日
服薬管理	誤配をしない。	集中できる環境を作り、落ち着いた状況で実施する。	看護職員	毎日
摂食嚥下	窒息・誤嚥の予防と体力作り	各入居者の食形態の把握と、評価（観察）・体重推移の評価	看護職員	随時

委員会の参加	入居者の安心、安全な生活づくり	各委員会に参加し、必要に応じて資料等の作成を行う。	看護職員	毎回
--------	-----------------	---------------------------	------	----

⑦ 栄養・調理 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食事（安全）	異物混入を0件にする	厨房の清掃・清潔な白衣の着用・調理時の注意	管理栄養士 調理員	毎日
食事（衛生）	食中毒0を継続する	厨房の衛生管理・正しい手洗いの実施	管理栄養士 調理員	毎日
行事食	季節を感じられる食事の提供	毎月1回以上の行事食の提供	管理栄養士 調理員	毎月
喫茶	サービスの向上	手作りお菓子・飲み物の提供	管理栄養士	毎月
外部研修	職員の資質向上	四日市市や三重県主催の研修参加	事務	年間2回
ミーティングの開催	サービスの向上	他職種による意見交換により、食事の室を向上させる。	管理栄養士 調理員・生活相談員・介護職員	3月毎

⑧ 事務 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
喫茶「田園珈琲店」の開催	入居者へのサービス向上	毎月の喫茶サービス実施	施設長 事務 栄養士	毎月1回
窓口の対応	ご家族への接遇向上	窓口での挨拶、コミュニケーションの継続	事務	毎日
ユニット行事の参加	入居者へのサービス向上	花見、外出など行事の移動補助 行事中の入居者見守り	事務	随時
外部研修	職員の資質向上	四日市市や三重県主催の研修参加	事務	年間2回

V. 各委員会の事業計画

① 感染症等予防委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定期開催する。	感染症の流行を予防する。	年に 4 回の委員会を開催する。	担当委員	5 月・8 月・11 月・2 月
感染症・食中毒予防対策の策定		現行の予防策を見直し、全職員が実施できる予防対策・マニュアルを策定する。	担当委員	10 月末
感染症・食中毒予防対策の実施管理		委員が策定した予防対策・マニュアルを、全ユニット及び全職種にて確実に実施するよう指示し、実施状況をフォローする。	担当委員	3 月末
施設外研修	職員の知識向上	感染症に関する研修参加	担当職員	年一回

② 事故防止検討委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	事故発生予防のため	年に 4 回の委員会を開催する。	担当委員	6 月・9 月 12 月・3 月
事故事例の分析	事故発生状況の把握	入居者別の事故ヒヤリ発生件数の集計発表	担当職員	委員会実施時
事故防止対策	事故発生率の減少のため	具体的な防止策の検討内容を発表	担当職員	委員会実施時
施設外研修	職員の知識向上	リスクマネジメントに関する研修参加	担当職員	年一回

③ 身体拘束廃止委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	拘束事例 0 の継続のため	年に 4 回の委員会を開催する。	担当委員	6 月・9 月 12 月・3 月
身体拘束の発生予防	入居者の人権尊重	身体拘束に繋がる入居者対応の調査	担当職員	委員会実施時
施設内研修	職員の意識向上	身体拘束廃止の徹底	担当職員	年一回・10 月

施設外研修	職員の知識向上	身体拘束発生予防のための研修	担当職員	年一回
-------	---------	----------------	------	-----

④ 褥瘡予防対策委員会 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定期開催する。	利用者の褥瘡を予防するとともに、万一発生の場合は早期に治癒できるように取り組む。	年に4回の委員会を開催する。	担当委員	5月・8月・11月・2月
褥瘡予防対策の策定		現行の予防策を定期的に見直し、全職員が実施できる予防対策・マニュアルを策定、実施する。	担当委員	委員会開催時
褥瘡予防対策の実施管理		委員が策定した予防対策・マニュアルを、各ユニット及び職種にて確実に実施するよう指示し、実施状況をフォローする。	担当委員	随時
褥瘡発生の場合、早期治癒に向けての対策策定・実施管理		褥瘡のある利用者の心身状況に応じた個別の対応策を策定し、関係職種で確実に実施できるよう対応する。	担当委員	随時
施設外研修		職員の知識向上	身体拘束発生予防のための研修	担当職員

2. 短期入所生活介護

I. 実施事業

- ・老人短期入所施設事業
(短期入所生活介護)

10 床

II. 基本方針・実施策

施設運営の基本方針は、「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」とする。

これを実現するための実施策は以下の通り。

① 「安全」について

- ・高齢者の場合、感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。「聖十字四日市老人福祉施設 感染予防対策」を全職員が再確認し、継続的に実行していくとともに、感染症予防委員会（特養と共通）において対策を見直し、その都度指示していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会（特養と共通）を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。
- ・利用者の方の病変、状態の悪化を予防するため、変化を発見したらすぐに職員間・職種間で情報伝達を行い、対策を立て、実行していく。
- ・褥瘡予防委員会（特養と共通）を中心に、全職員で予防に努めるとともに、万一褥瘡が発生した場合は、関係職種が連携しながら対応することで、早期の治癒を目指す。
- ・身体拘束廃止委員会（特養と共通）を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように、監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

② 「安心」について

- ・利用者の皆様に「この施設にいると安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。
このために職員の年間研修計画に基づく研修を実施し、運営方針や事業計画、業務上の目標の共有、意欲の向上を図り、職員の資質向上を目指していく。

③ 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・併設の小規模特養との交流行事として、喫茶「田園珈琲店」を毎月実施する。
また上記以外に、季節ごとのイベントを開催する。
- ・介護職員だけでなく、全職種で協力しながら、ユニット内における行事、外出等を行い、日々の楽しみを作っていく。

④ その他

生活相談員を中心に、介護、看護、栄養・調理、事務が連携しながら、緊急に利用を必要とするケース、あるいは経管栄養、認知症等の方の受け入れを積極的に行う。

Ⅲ. 運営上の目標

① 運営安定化のための稼働率向上・維持

新施設として、施設運営の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目

標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：90%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

- ② 地域の福祉向上を目指し、緊急時にもできるだけ対応できるよう、受け入れ態勢を整える。
- ③ 経費の節減
電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、購入価格比較を行うことにより、徹底的に支出を削減する。

IV. 各部署の事業計画

① はなしょうぶユニット 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの開催	情報共有 サービスの向上	個別支援見直し	ユニットリーダー ユニット職員	偶数月の第三水曜日
事業所（CM）との連携	ショートステイ利用者数拡大 サービスの向上	サービス担当者会議等に参加。 事業所訪問。 ユニット職員数の確保。（さるびあユニットとの連携を含む）	ユニットリーダー 相談員	随時
デイサービスとの連携	デイ利用者、地域との交流	ショッピング、祭り等の行事を協力して行う。	ユニット職員	未定

② 生活相談員 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ショート利用案内	年間稼働率を90%にする。	ショート利用パンフレットの配布 各ケアマネへの直接相談と利用案内	生活相談員	毎月1回以上
利用者やご家族との面談	施設への要望や希望を把握する。	入居者やご家族との直接面談を行い、施設への要望や不満に感じる点を把握する。		随時

緊急ケース等 に対応	利用者の安全・ 安心の確保	他職種と連携し、緊急ケース・重度者の受け入れを積極的に実施。		随時
---------------	------------------	--------------------------------	--	----

③ 介護支援専門員 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
生活支援	満足度の向上	ご希望や要望を、ケアプランに反映させていく	介護支援専門員	随時
		ケアプランに沿った形で支援を行い、記録を残す。		随時
		状態の変化に応じてケアプランを随時、更新していく。		随時

⑤ 看護 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
バイタル測定	各利用者の普段の平均値を把握し早期異常発見に繋げる	毎日測定を実施。また、体調変化のあった方、医師より指示があった方については、特に注意して見守りを行う。	看護職員	毎日
服薬管理	誤配をしない。	集中できる環境を作り、落ち着いた状況で実施する。	看護職員	毎日
摂食嚥下	窒息・誤嚥の予防と体力作り	各入居者の食形態の把握と、評価（観察）・体重推移の評価	看護職員	随時
委員会の参加	入居者の安心、安全な生活づくり	各委員会に参加し、必要に応じて資料等の作成を行う。	看護職員	毎回

⑥ 栄養・調理 平成 30 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食事（安全）	異物混入を0件にする	厨房の清掃・清潔な白衣の着用・調理時の注意	管理栄養士 調理員	毎日

食事（衛生）	食中毒を0件にする	厨房の衛生管理・正しい手洗いの実施	管理栄養士 調理員	毎日
行事食	季節を感じられる食事の提供	毎月1回以上の行事食の提供	管理栄養士 調理員	毎月
喫茶	サービスの向上	手作りお菓子・飲み物の提供	管理栄養士	毎月
外部研修	職員の資質向上	四日市市や三重県主催の研修参加	事務	年間2回
ミーティングの開催	サービスの向上	他職種による意見交換により、食事の室を向上させる。	管理栄養士 調理員・生活相談員・介護職員	3月毎

⑦ 事務 平成30年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
喫茶「田園珈琲店」の開催	入居者へのサービス向上	毎月の喫茶サービス実施	施設長 事務 栄養士	毎月1回
窓口の対応	ご家族への接遇向上	窓口での挨拶、コミュニケーションの継続	事務	毎日
ユニット行事の参加	入居者へのサービス向上	花見、外出など行事の移動補助 行事中の入居者見守り	事務	随時
外部研修	職員の資質向上	四日市市や三重県主催の研修参加	事務	年間2回

3. 老人デイサービス事業（通所介護）

I. 施設方針

施設を利用していただく地域の高齢者の皆様・介護されるご家族の方々が、安心して在宅生活を維持していただけるよう、質の高いサービスの提供を行い、地域の福祉に貢献するとともに、運営の安定化を図る。

II. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
喜んでご利用いただき、また来たいと思っていただけるよう、利用者一人ひとりに対して職員一人ひとりが意識し、関わる。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ご本人からの聞き取りと居宅サービス計画より、利用者個々のデイサービス利用目的を再確認し、目的に沿った個別のサービスを計画し、実施する。
施設運営の安定化を図るため、稼働率を向上させる。「1日の平均利用者25名」を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング、業務改善会議等を通じて積極的に提案・評価を行い、日常業務を見直す。また、目標を職員全員で共有し、常に意識しながら業務に当たる。 ・ボランティアの催しに地域住民を招待するほか、老人会や地域行事に参加し、利用呼びかけ・PRを行う。地域との結びつきを強化し、事業所を地域住民の集いの場として機能させることにより、利用者拡大に繋げる。 ・障害者の方についても、引き続き利用受け入れを推進する。 ・居宅介護支援担当者と連携し、利用者の介護ニーズを再確認することで、利用日追加を検討する。 ・利用者および家族より、利用予定日を休むと連絡があった場合、積極的に振替利用を勧める。 ・年間行事の計画時、実施日以外の利用者にも声かけを行い、臨時利用に繋げる。
多くの加算項目を請求できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・中重度の方（要介護3以上）を積極的に利用拡大し、加算を請求できるように取り組む。また、新たな加算項目の要件を満たすよう取り組む。
満足いただける食事サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常のコミュニケーションの中から、利用者の忌憚のない意見を直接伺う。更に複数の職員により毎日検食を行い、意見を栄養士に伝え、共に検討することにより安心して満足できる食事を提供する。 ・利用者や家族からの情報、職員の観察・バイタルチェック等により利用当日の体調を配慮し、利用者個々に合わせ食事形態を変更するなど、迅速に対応する。
事故防止のための方策を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事故発生時は、迅速に対処し、原因の追及と今後の予防策の検討を行い、徹底する。「ヒヤリハット」報告についても、職員が常時閲覧・周知し、再発防止を図る。

職員の資質・専門性を評価し、施設全体の雰囲気向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力、経験に応じた研修及び育成計画を職員とともに作成し、評価できる体制を目指す。 ・施設内研修は、職員のニーズをもとにテーマを設定し、年3回実施する。 ・外部研修は職員個々に興味・意欲を持つ項目の研修に参加できるよう、情報を事業所内に掲示する。各分野の専門性を押し進め、スキルアップと共にモチベーションアップを図る。
収支管理を丁寧に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・請求できる加算等は漏れなくすべて請求する。 ・毎月の収入と支出の状況を点検するとともに、その後の収入支出見込を作成し、運営状況を常に確認する。
適正な業務が行われているか、確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に即した業務が行われているか、三重県発行のチェックシートを使用して、年1回業務点検を行う。
積極的に地域住民と交流の機会を持ち、地域福祉に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を招待した際に座談会を行う。健康相談・認知症について・介護保険サービスについてなど、ニーズに基づいた相談ができ、またお互いに会話できる場を提供する。
利用者のみならず、在宅介護に悩みを持つ家族に対するケアを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアワーカー、看護師、相談員のほか、栄養士、在介等、各専門職による個別相談、あるいは集団での相談会を行う。

4. 居宅介護支援事業

I. 施設方針

高齢者が在宅にて自立した生活を送ることができるよう、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・地域の資源の活用も含め、その方にとって最も有利なサービスが受けられよう、常に利用者の立場に立って、居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行う。

II. 事業計画

計画事項	実施内容
困難ケースへの対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な居宅会議を開き情報の共有を行う。 困難ケースについては、四日市市・地域包括支援センター等と協力し、ケースによっては、担当者を2名体制として対応する。 ・困難ケースの事例報告会等に積極的に参加し、見識を深め、対応能力を強化する。

医療との連絡・連携を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活が継続出来るように、かかりつけ医との情報交換を行う。 ・入院退院時の病院等への情報提供や情報収集を行い、在宅生活に復帰出来るように情報交換を行う。
居宅介護支援事業所の業務体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に即した業務が行われているか、三重県発行のチェックシートを使用して年1回業務点検を行う。 ・報酬請求の仕組みを十分に周知し、請求できる報酬加算はすべて請求できるようにする。 ・高齢者支援全般に関する研修に参加し、相談支援が出来る内容を広げる。 ・四日市市・地域包括支援センター・在宅介護支援センター等と連携し、介護を必要とする方のニーズに迅速かつ的確に対応する。
法人の規定に則り、統一した方法で業務を遂行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から、申請代行などで文書等を預かる必要がある場合、法人の在宅サービス利用者預かり規定を遵守し適切に扱う。 ・トラブル発生の際は、施設長及び管理者が積極的にかかわり、職員が在宅高齢者の支援に正常に携われる体制を作る。

5. 聖十字保々在宅介護サービスセンター

I. 施設方針

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、予防対策から介護、医療等の多様なサービスを利用するための相談・支援を行うことを目的とし、四日市市の委託を受け、地域包括支援センターの地域窓口としての役割を担う。また、障害者やその家族からの相談についても適切な機関に繋げていく。

II. 事業計画

計画事項	実施内容
総合相談窓口としての機能を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係者との密接な連携により、介護を必要とする高齢者の発見、状況把握、相談支援、サービス利用等に至るまでを丁寧に対応し、地域の介護相談窓口としての位置づけを強化する。 ・地域の独居高齢者および高齢者世帯への定期的な訪問により、積極的に見守り・相談を行う。

<p>民生・児童委員、地域自治会・老人会等関係者の方々との連携、業務への協力を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員定例会に出席するほか、各地区の民生委員と必要に応じ連絡を取り合い、地域高齢者に関する情報共有を行い、地域福祉向上に貢献する。 ・地域の民生委員連絡協議会や地区社会福祉協議会、人権プラザ小牧、各地区老人会、連合自治会の主催行事に協力、また、担当者との密接な連携を図り、地域との良好な関係をつくり、継続する。 ・四日市市関係機関、地区関係者とのEメール送受信によるネットワークづくりを推進する。定期的な情報発信のほか、相互の情報交換を行い、住民からの相談や緊急の要件に対しても、速やかに連携できる体制作りを行う。
<p>「在宅介護支援センター運営協議会」を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、地域関係者の協力により「在宅介護支援センター運営協議会」を年1回開催し、在宅介護支援センターの事業報告、事業計画の説明および今後の実施内容に関する意見交換を行う。
<p>広報活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター事業に関するパンフレットを近隣地域の医療機関、公共機関、その他に配布し、介護に関する相談窓口としての存在を広く地域住民に広報する。
<p>訪問給食(四日市市委託)を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一人暮らしの高齢者・障害者の見守りのための訪問給食を、四日市市介護・高齢福祉課と協議しながら行う。 ・高齢者の嗜好や利用者の健康状態を考慮した献立の昼食・夕食を必要に応じ、きざみ食またはおかゆ等の食事に変更して利用者の居宅に配食する。 ・安否確認のため、原則として手渡し、または声掛けを行う。 ・安否確認での緊急時は、四日市市訪問給食事業安否確認マニュアルにより適切に対応する。
<p>権利擁護業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の管理や複雑な意思決定を行うことが困難な状態の方に対し、関係機関との連携の上、以下の制度の利用を支援する。 日常生活自立支援事業（市社協 三四日常生活自立支援センター） 成年後見制度（市社協）（裁判所）
<p>高齢者虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市北地域包括支援センター、民生委員と連携の上、虐待の状況を把握後、四日市市役所介護・高齢福祉課に報告を行い、その指示のもと、虐待の解消のため、事例に即した適切な対応を取る。また、「四日市市見守りネットワーク会議」に職員を派遣し、関係機関との連携をはかる。

消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を狙った悪質な訪問販売等、あるいは振り込め詐欺等による被害を未然に防止するため、地域関係者、関係機関等と情報交換を行う。 ・市の消費生活相談窓口との情報交換 ・民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供 ・担当警察署との連携
困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係が複雑、高齢者本人が支援を拒否などの困難事例に対しては、地域包括支援センターとの連携により対応策を検討の上、支援を進めていく。
介護保険申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーを決めていない方への住宅改修、福祉用具購入の相談・申請援助を行う。
介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講座・認知症サポーター養成講座等、四日市市役所・四日市保健所・北地域包括支援センターと連携し、地域の関係者の方々と共に実施する。
介護予防普及啓発・福祉活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待予防・防止の推進 ・認知症対策の推進 ・介護保険制度の普及啓発 ・介護予防普及啓発事業
地域介護予防普及啓発事業での介護予防教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防教室」を、自治会、老人会の協力のもと、年14回開催する。

三重聖十字病院 平成30年度 事業計画書

I. 事業内容

緩和ケア医療事業（定員 25 名）

II. 病院再開への取り組み

現在、休止中である病院事業の早期再開を目指していく。

具体的には、平成30年5月以降での病院再開ができるよう、現在行っている保健所、県の地域医療推進課担当者との協議を継続していく。同時に、病院では必要な人員（医師、看護師、薬剤師、相談員、事務員等）の確保に努めていくとともに、病院内の設備、医療機器類の点検を実施し再開に備える。

また、再開後の病院の経営が十分安定、継続するよう、人件費、事業費、事務費の見直しを行うとともに、再開後は、必要のない支出の削減に努めていく。

関係医療機関を含む近隣病院に対しては、再開後の連携協力をお願いしていくと同時に、近隣の在宅医療に携わっている医師の方々についても連携が取れるよう協力を求めていく。

III. 病院再開後について

病院が再開した以降については、法人内で病院メンバーも交えた医療推進協議会を立ち上げ、様々な病院問題について協議をし、解決していく。

また、安定した患者確保の取り組みとして、近隣にある大きな病院の医療連携室からの紹介を待つという従来のスタンスだけでなく、在宅医療・療養に取り組んでいる診療所、訪問看護ステーションとの連携を新たに構築し、在宅で療養している患者様やご家族の負担軽減のためのレスパイト入院を推進していくとともに、医師と連携し時期を見て入院を進めていく。

病院の外来機能として緩和ケア外来を中心に、近隣の医療機関および地域にアピールし、在宅患者の受け入れを積極的に行うとともに、必要に応じて在宅への往診も行っていく。

菰野聖十字の家診療所

平成 30 年度 事業計画書

I. 施設方針

- ・利用者のニーズに寄り添った健康管理、医療の提供を行う。

II. 事業計画

計画事項	実施内容
社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念に基づき、医療サービスの質の向上を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念の基、地域の各医療・福祉機関、さらには法人内の関係福祉施設と緊密に連携し、より一層、患者様及び福祉施設利用者様へ提供する医療の質向上を図り、地域の信頼を得る医療を目指す。
医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、地域の患者様や利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働のチームで対応することによって、患者様の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康と QOL の向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的な医療サービスを提供できる体制を作り出す。
法人内関係福祉施設利用者の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・特養・障害・白百合入居者の定期投薬、臨時投薬（院外処方）
感染症防止および予防医学の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種 ・肺炎球菌ワクチン予防接種 ・日常の健康相談